

資料 3

(第89回人口・社会統計部会
資料の再配布)

総務省統計局説明資料

(審査メモで示された論点に対する回答)

平成 30 年 10 月 15 日

説明資料

1 全国消費実態調査及び家計調査の変更

(1) 全国消費実態調査

ア 調査目的の変更・調査体系の再編

- a 本調査を取り巻く社会経済情勢・利用者ニーズの変化や、本調査のこれまでの実施状況からみて、どのような課題解決が必要となっているのか。

<a回答>

以下の3点が喫緊の課題であると考えている。

<①世帯構造の変化に応じた標本設計・統計作成>

近年、単身世帯が増加し、その世帯比率は急激に上昇している（1990年：23.1%→2015年：34.5%）。生活保護受給世帯の8割が単身世帯であり、約半数を高齢単身世帯が占めるなど、単身世帯の家計実態の把握の重要性は増大しており、二人以上の世帯から単身世帯を含めた総世帯へ、家計統計の対象の充実を図る必要がある。

2014年調査の単身世帯の標本規模は約4,700世帯（標本全体の約8.3%）であり、総世帯・単身世帯の統計精度向上・統計充実を図るために、単身世帯の標本拡充が必須の課題である。

<②所得・家計資産の統計精度向上・充実>

ジニ係数、相対的貧困率など所得分布に関する統計は政策立案・遂行上需要が増大している。他方、高齢化が進展する中で、資産分布が所得以上に拡大しており、格差、貧困等の政策立案においては所得はもとより資産・負債の保有状況を考慮する必要がある（OECDの貧困指標では資産保有状況を加味）。

資産の分散は消費と比べて格段に大きく、資産統計の精度向上を図るために、消費とは切り離し、大規模な標本拡大が必要である。

<③基幹統計調査として将来も見据えた調査実施の継続性・フィジビリティ確保>

世帯の家計簿記入習慣が希薄になる中、家計簿調査を通じて家計の全容・詳細を明らかにする本調査は、他の統計調査と比べて忌避感が強く、記入負担感が極めて大きい。調査世帯の確保は困難度が増し、調査世帯の当初抽出割合は大きく低下し（2009年：二人以上75.5%、単身68.6%→2014年：二人以上70.0%、単身64.4%）、調査世帯確保のために要する調査員の記入依頼世帯数は増加している（2009年：二人以上は調査標本の2.2倍、単身は3.2倍→2014年：二人以上は3.0倍、単身は3.6倍）。これにより標本選択バイアスの増大が懸念され、非標本誤差として統計精度にも影響している。

本調査を嫌厭する登録調査員も多く、調査員の確保も厳しさが増大している。これは、前回の事後報告会や毎年の地方からの要望として頂いているご意見であり、全国的に人員削減が続く地方統計機構の状況下で、従来のままでは調査体制の維持も厳しく、調査実施の継続性・フィジビリティ確保のためには、将来も見据え、調査の在り方を見直すことが必要である。

- b 基本調査と簡易調査との再編や、個人収支状況調査への見直し、家計調査世帯特別調査の創設など、今回の体系的整理はどのような方針に基づいて計画されたのか。また、今回の再編・見直しによる効果をどのように考えているのか。

＜b回答＞

次回の全国消費実態調査においては、統計精度の維持・向上、調査世帯の負担軽減及び非標本誤差の是正・抑制、調査事務の減量・効率化の観点から調査の方法・内容を見直す方針とした。具体的な内容・効果は以下のとおり。

＜①総世帯・単身世帯の統計精度の向上＞

近年増加を続ける単身世帯の標本規模を拡大し、総世帯及び単身世帯の統計精度の向上を図り、これらの統計の充実を図る。

また、別集計としていた単身世帯のモニター調査の結果について、傾向スコア等により集計用データとして統合し、総世帯及び単身世帯の統計精度の向上に活用する。

＜②所得・家計資産に関する統計精度の向上（ロング・ショートフォーム方式の導入）＞

配布・回収する調査票に家計簿を含める「基本調査」、家計簿を含めない「簡易調査」の2つの調査区分で実施するロング・ショートフォーム方式を導入し、年収・貯蓄等調査票の標本規模を拡大し、所得及び家計資産に関する統計精度の向上を図る。

＜③報告者負担の軽減（非標本誤差の是正・抑制）、調査事務の減量・効率化＞

二人以上の世帯の家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮し、調査世帯の記入負担を軽減し、調査世帯の代替選定による非標本誤差の是正・抑制を図る。

時系列比較が適せず、必要性が薄れている耐久財等調査票を廃止し、報告者負担の軽減及び非標本誤差の縮小を図る。

無記名回答、調査項目の改廃のほか、レシート読み取り機能を実装したオンライン家計簿を導入し、調査票の記入方法をより簡略にする。

調査期間中の家計調査の調査世帯：約6,000世帯を全国消費実態調査の調査世帯として組み込み、統計精度を維持しつつ、報告者負担の軽減及び調査事務の合理化・省力化を図る。

- c 今回の調査体系の再編・見直しは、課題解決に十分対応したものとなっているか。
更なる改善の余地はないか。

<c回答>

お示しした調査計画からさらに標本規模を拡大して、資産項目等について結果精度のさらなる向上を図る余地がないとは言えないものの、現在のリソース（予算、実査機関等の人的リソース）を踏まえると、現実的には極めて難しい状況にある。特に優秀な調査員の確保など人的リソースの拡充は、国・地方公共団体の連携のもと長期にわたる地道な取り組みが必要であり、2019年調査でのさらなる標本規模拡大は困難と思われる。

今回お示しした調査計画は、現状としては最善の対応と考えているが、今回の実施状況・調査結果も踏まえながら、引き続き改善に努めたい。

イ 報告者数及び選定方法の見直し

a 甲調査の見直し

- (a) 基本調査と簡易調査の報告者数（基本調査：約40,000世帯、簡易調査：約44,000世帯）は、具体的にどのような標本設計に基づいて算定されているのか。また、家計調査の標本設計とは、どのような差異があるのか。

<a (a)回答>

<基本調査と簡易調査の標本設計>

今回の見直しでは、総世帯でみた家計簿調査の結果精度を2014年調査（二人以上51,700世帯、単身世帯4,700世帯）と同等としつつ、資産項目の結果精度を向上させることを目標に標本設計を行った。家計簿調査については、二人以上の世帯の調査期間を3か月から2か月に短縮することや調査単位区当たり調査世帯数を11世帯から10世帯に縮小することが総世帯の標本誤差を拡大する要因となる一方、単身世帯の調査単位区当たり調査世帯数を1世帯から2世帯にすることは総世帯の標本誤差を縮小する要因となる。これを踏まえ、家計調査等を含めた家計簿調査の結果精度が2014年調査と同程度となるよう、基本調査の標本規模を設定した（下記の制約も考慮し、家計調査及び全国単身世帯収支実態調査を含めた家計簿調査の規模を約48,000世帯に設定）。

また、全国消費実態調査は都道府県などの地域における家計の実態を明らかにすることも目的としていることから、これらの結果精度を担保するために都道府県別等ごとに最低標本数を設定した。具体的には、基本調査について、都道府県別で最低660世帯、人口15万以上市（市別表章対象）で最低98世帯、人口15万未満市町村で原則として最低24世帯などと最低世帯数を設定し、すべての市（793市）と215町村を調査することとし、抽出した市町村が家計調査の調査対象の場合は、その分の調査世帯の削減を行った結果、全国で39,936世帯を抽出する。

簡易調査については、資産項目の精度向上を目的としてできるだけ標本規模を拡大することが必要とされるところ、調査実務上の観点（調査世帯の記入負担総量の抑制、調査員の配置制約、予算制約）から基本調査と同数を調査することを基本としている。ただし、簡易調査調査単位区の対となる家計簿調査には、基本調査のほか家計調査（特別調査）を含むことなどから、基本調査よりも調査規模がやや大きくなり、全国で 43,656 世帯を抽出する。

＜家計調査との差異＞

家計調査は全国及び 10 地方別等の結果精度を担保することを目標に標本設計を行っている。また、迅速な集計・公表が必要であり、標本規模を最小限とする必要がある。これを踏まえ、層化 3 段抽出により全国で 168 市町村から 8,821 世帯を抽出している。なお、二人以上の世帯は 1 調査単位区当たり 6 世帯、単身世帯は 2 調査単位区当たり 1 世帯を抽出する設計としている（1 人の調査員が 2 調査単位区を担当）。

これに対し、全国消費実態調査基本調査は、層化 2 段抽出（郡部は層化 3 段抽出）により、すべての市（793 市）と 215 町村から 39,936 世帯を抽出する。また、1 調査単位区から二人以上の世帯 10 世帯、単身世帯 2 世帯を抽出する（1 人の調査員が 1 調査単位区を担当）。

(b) 調査対象となる調査単位区は、具体的にどの程度の数が選定されることになるのか。また、調査単位区ごとに基本調査の対象か、簡易調査の対象かを区分して抽出する計画であるが、結果の偏りの抑制や都道府県別の精度向上に向か、どのような配慮を行うのか。

＜a (b) 回答＞

全国の調査単位区数は、基本調査が 3,328、簡易調査が 3,638 となる。

調査単位区の抽出は、基本調査と簡易調査の調査単位区を所定の距離内にある一対の組として、それぞれ当該市町村内の国勢調査調査区から所定数無作為抽出する。なお、基本調査においては、市町村内の家計調査の標本活用に合わせて調査単位区を削減する。基本調査、簡易調査とも無作為抽出により選定することで、結果の偏りは抑制されると考えられる。

都道府県別結果の精度については、都道府県別最低標本規模を設定した標本設計とすることで担保する。

(c) この見直しにより、どのような効果を想定しているのか。また、実査機関における負担の抑制方策として、どのような措置を講じる計画か。

＜a (c) 回答＞

資産項目の分散は消費と比べて格段に大きく、2014 年調査ではすべての世帯に家計簿と年収・貯蓄等調査票を配布していたため、消費の結果精度が十分であっても資産項目の結果精

度が担保できないという問題があった。今回の見直しでは、家計簿調査世帯数を抑制しつつ資産項目の調査世帯数を拡充することにより、全体の報告者負担を抑制しながら消費、資産項目ともに結果精度を確保する。

一方で、基本調査と簡易調査を合計した調査単位区数が 2014 年調査よりも増加することとなり、実査機関においては調査員確保が負担となる。このため、家計簿記入期間短縮に伴う調査員活動期間の短縮等により基本調査担当調査員の負担軽減を図り、基本調査と簡易調査の調査単位区間距離を一定以内とすることで、基本調査と簡易調査の調査員を兼任可能とし、調査員確保に係る実査機関の負担を抑制する。

b 乙調査の見直しと家計調査世帯特別調査の新設

- (a) 乙調査を見直した個人収支状況調査の報告者数（約 900 世帯）と、家計調査世帯特別調査の報告者数（約 6,000 世帯）は、具体的にどのような標本設計に基づいて算定しているのか。
- (b) 個人収支状況調査及び家計調査世帯特別調査は、家計調査の調査対象世帯（約 9,000 世帯）から、報告者を選定することを計画しているが、具体的にどのような方法で調査対象世帯を選定するのか。また、家計調査の結果に影響を及ぼさないよう、どのような措置を講じることとしているのか。

< b (a) (b) 回答>

<標本設計及び調査対象選定方法>

家計調査（二人以上の世帯）は、ローテーションにより毎月 6 分の 1 ずつ調査世帯を交替しながら調査を実施している。これに合わせ、全国消費実態調査の調査年の 6 月から 9 月までの各月に家計調査を開始する調査単位区を家計調査世帯特別調査（二人以上の世帯）の対象とし、同年の 4 月又は 5 月に家計調査を開始する調査単位区を個人収支状況調査の対象とする。

個人収支状況調査について、2014 年調査では 3 月、4 月又は 5 月に家計調査を開始する調査単位区から、1 調査単位区（6 世帯）当たり 1 世帯を抽出していた。2019 年調査では 2014 年調査と同等以上の結果精度を担保する必要があると考えられるが、4 月又は 5 月に家計調査を開始する調査単位区からの調査とし、1 調査単位区当たり 2 世帯の調査とすることで、全国で 898 世帯を調査する。

家計調査世帯特別調査（二人以上の世帯）は、6 月から 9 月までの各月に家計調査を開始するすべての世帯を対象とし、全国で 5,382 世帯を調査する。

また、家計調査世帯特別調査（単身世帯）は、9 月又は 10 月に家計調査を開始するすべての世帯を対象とし、全国で 497 世帯を調査する。

<家計調査結果に影響を及ぼさない措置>

個人収支状況調査については、2014年調査と同様に、6か月間の家計調査が終了した翌月に個人収支簿に記入していただくこととしており、家計調査に影響しない設計としている。

家計調査世帯特別調査については、家計調査「年間収入調査票」(家計簿記入1か月目の後半に調査)の「その他の年間収入」の内訳などを特別調査票で訊いている。このため、特別調査票を家計調査の「年間収入調査票」や「世帯票」の記入よりも後の時点で配布することで、家計調査の結果に影響が及ばないよう措置する。

(c) この見直しにより、どのような効果を想定しているのか。また、実査機関における負担の抑制方策として、どのような措置を講じる計画か。

<b (c) 回答>

家計調査世帯特別調査の実施により、基本調査（家計簿記入調査）の調査世帯数を家計調査標本の活用によって確保し、統計精度を維持・担保しつつ、調査世帯や実査機関の負担軽減を図ることができる。実査機関の負担については、基本調査の実施により新たに調査員を設置し調査世帯を確保する負担よりも、同数の家計調査世帯に特別調査票を配布・回収する負担の方が小さいと考えられる。したがって、基本調査の調査世帯数を家計調査特別調査に振り替えたことで、調査世帯の記入負担総量が軽減される効果があるほか、実査機関の負担も軽減されると考えられる。

ウ 調査事項の変更

(ア) 基本調査及び簡易調査における調査事項の見直し

a 全体

本調査については、前回答申時における「今後の課題」として、社会の変容に伴う多様な要請に柔軟に対応し得るよう、引き続き、より適切な調査の在り方等について検討するよう、求められている。これを踏まえ、今回の調査事項の見直しについては、どのような方針・観点に基づき検討されたのか。

<a回答>

所得・家計資産やその的確な分析に必要とされる学歴などについては、増大する政策立案・遂行上の利用需要に対応し、OECD定義との整合性も高めることを企図し、調査事項の追加や再編など充実を図ったところ。

一方、近年調査環境が著しく悪化していることを背景に、報告者負担の軽減が強く求められていることから、必要性が低下している調査事項を洗い出し検討した結果、耐久財等調査票の廃止等を行うもの。

b 家計簿

- (a) 前回調査では、家計簿AからCの3種類の様式により把握していたが、これと今回の変更に伴う家計簿10月分・11月分の内容にはどのような差異があるのか。また、今回の様式・調査事項の変更により、前回調査時と比べ、報告者の記入負担や調査員等の審査事務はどの程度軽減されるのか、時系列比較・分析に支障は生じないか。
- (b) 今回、「日々の収入と支出」について、調査事項を再編した上で、1日2ページ（見開き）のレイアウトに変更する計画であるが、その具体的な理由・効果は何か。

<b (a) (b) 回答>

2014年調査では9月、10月に家計簿A、11月に家計簿Bにより調査を実施していたが、今回の見直しにより、家計簿10月分は家計簿A、家計簿11月分は家計簿Bに対応する（家計簿Cは後述）。

家計簿の主な変更点は以下のとおり。

	2014年調査	2019年調査
収入	勤労者世帯及び無職世帯のみ記入	全ての世帯で記入
現物	現物支給、もらい物・もてなし、自家産、自分の店の商品について記入	自分の店の商品のみ記入
口座への入金、現金収入、預貯金の引出及び預入	全て「現金収入又は現金支出」欄に記入	「口座への入金」「現金収入」「預貯金の引出と預入」の各欄を新設
品目	具体的な品目名及び誰のための支出かを記入	<ul style="list-style-type: none">・具体的な品目名を記入・食料等については中分類で表章することとし、小分類の格付を前提とした詳細な記入指導の廃止・誰のための支出かの記入は廃止
用途	誰のために何人分購入したかを記入	新たに「自家用以外」欄を設け○を記入（「自動引落しによる支払」欄に記入する場合は、世帯外ということがわかるように記入）
支払方法	現金以外は支払方法を記入（クレジット、掛け払い、月賦、電子マネーは選択）	現金も含めて選択式
ポイントカードやクーポン券を使用した場合	「現金支出」欄に商品の実際の代金を記入すると共に、「現金収入」欄にポイント等使用分を記入	支払方法の一つと位置づけ、他の支払方法と同様、選択式で記入

<収入>

2014年までの全国消費実態調査では、各月の家計収支に関し、支出は全ての世帯を調査の対象とするものの、収入については、勤労者世帯及び無職世帯を対象とし、それ以外の世帯は対象外としていた。これは、これらの世帯に含まれる個人経営者や農林漁業従事者の主たる収入である事業収入が、給与や年金等と異なり月次で確定することが難しい場合が多く、また、事業と家計の区分が曖昧な場合が考えられることによる。他方、勤労者世帯や無職世帯の場合であっても、世帯員の中には個人経営者、農林漁業従事者、職人、自由業者等も存在し、これらの者が得る当月の事業収入（家計に繰り入れる分に限る。）は調査対象としているほか、世帯主の収入には勤め先収入や社会保障給付以外の事業収入、家賃・地代収入、内職収入等もあり得、これらについては家計簿記入事項として調査対象としている。

また、世帯主が個人経営者、農林漁業従事者等の世帯の場合も、世帯員の中には勤労者や年金受給者も存在し、これらの者については、勤労者世帯や無職世帯と同様に、各月の収入を調査することは可能である。

したがって、勤労者世帯・無職世帯以外の世帯にあっても、勤労者世帯や無職世帯の世帯主や世帯員と同様に事業収入等を調査することは、必ずしもできないわけではないものと考えられる。

一方、調査の実務においては、これまで、世帯区分によって収入の記入の要否が異なることから、調査員の記入指導も世帯によって変える必要があった。また、世帯抽出時の世帯区分と世帯票取集後に判明する実際の世帯区分が異なる場合、2014年調査までは新たに抽出時の世帯区分と同じ世帯を再抽出していたが、2019年調査では調査期間の短縮もあり、区分を変更して調査を継続することとしており、調査員は、調査世帯に対し記入内容を変更してもらう必要が生じる。世帯区分と家計簿に記入すべき内容が不一致となる事例は、過去の調査でも見られ、調査員の事務負担が生じるほか、調査世帯との間に軋轢が生じかねず、こうした事態をできる限り回避するためには、調査単位区の名簿作成時に、調査世帯となる世帯以外も含む全ての世帯から、当該世帯の就業状況を的確に聴き取り、世帯区分を誤りなく判別することが必要となる。

以上を踏まえつつ、調査を円滑に実施する観点から、世帯区分によって記入要否を変えるのではなく、全ての世帯の取り扱いを同じにする。

なお、2017年の家計調査年報（総世帯）によると、勤労者世帯及び無職世帯の割合は合わせて86.5%であり、これら以外の世帯は13.5%（法人経営者を除くと11.4%）となっている。

<現物>（家計調査2018年改正と同様の措置）

2014年調査の家計簿では、もらい物があった場合や自家産の生産物を消費した場合等に、品名及び見積金額を記載することとしていた。調査世帯にとって、もらい物や自家消費の値段をひとつひとつ調べて家計簿に記入することは、負担が重いのみならず心理的な抵抗も大きく、家計簿記入を困難にする一因ともなっている。また、もらい物は含まないものの、自

家消費については、家計簿のほか、年収・貯蓄等調査票でも年間の現物消費として調査している。

O E C D の基準において、自家消費（もらい物は含まない）は、所得に含めることになっているため、年収・貯蓄等調査票における現物消費は調査事項として必要である一方、家計簿における現物支出については、労力の大きい調査項目であるにもかかわらず、統計局において把握している限り、2014 年調査での利用実績はない。

報告者負担軽減を図る観点から、家計簿における現物記入は廃止し、自家消費（もらい物は含まない）については引き続き年収・貯蓄等調査票で調べることとする。

なお、現在家計簿を用いて算出している現物支出はサテライト項目であり、家計簿の現物記入を廃止しても消費支出などに影響はない。

<口座への入金、現金収入、預貯金の引出及び預入> (家計調査 2018 年改正と同様の措置)

給与所得者の給与や賞与、年金受給者の年金の支給は、毎月又は隔月など定期的に発生し、かつ、近年では現金ではなく口座振込で行われることが一般的になってきているが、2014 年調査の家計簿はこれらに対する専用の欄を設けていないため、支給日に内訳となる手当や控除項目を含めてその都度記入する必要があった。また、支給された金額は手元に現金としてあるのではなく口座に預貯金としてあることから、記入に当たっては、「一旦現金で受け取り、すぐに預貯金した」とみなして「現金収入又は現金支出」欄に記入する方法をとっており、実際の金銭の動きとは異なる方法を便宜採用していた。このため、「口座への入金（給与・年金等）」欄を新たに設け、支給の内訳及び控除項目をプレプリントすることにより、報告者の負担軽減と金銭の動きの実態に合わせる措置を講じる。

<品目>

2014 年調査では、「食料」について家計調査と同様の細かい分類（小分類、品目分類）をするため、報告者に品名の詳細な記入を求めていた（例：「干しこじいたけ」と「生しこじいたけ」を書き分けるよう記入指導）。また、「被服及び履物」について、男性用・女性用・子ども用の別を分類把握するために、品名と併せ使用する世帯員の氏名の記入を求めていた。

全国消費実態調査は通年調査ではないため、季節性のある品目を詳細に把握するには限界があることや、最近の同調査の結果利用状況を踏まえ、2019 年調査では「食料」や「被服及び履物」について中分類程度の結果表章を前提に、これらの詳細な記入指導を廃止し、報告者負担の軽減を図る。

<用途>

2014 年調査の家計簿では、贈答など交際用に購入した品目についてはその用途を支出の品名及び用途」欄に品名と併せて記入することとしていたが、記入方法がわかりにくく、報告者の負担軽減及び記入漏れの防止の観点から課題があったところ。

試験調査により、「自家用以外（贈答・来客用・仕送りなど）」欄に○を付ける方式と、2014

年調査の方式のどちらが記入しやすいか、記入漏れが発生しないかを確認したところ、前者の方式が有効であったことから、○を付ける方式を採用する。

<支払方法、ポイントカードやクーポン券を使用した場合>

近年、電子マネーなど現金以外の決済方法が多様化し、普及が進んでいる。2014年調査の家計簿では、プリペイド（前払い）方式の電子マネーによる支払いは「電子マネー」欄に記入する方式としたものの、ポストペイ（後払い）方式の電子マネーは「クレジット掛買い 月賦」欄に記入する方法で便宜対応していた。また、プリペイドカード（汎用性のあるもの）やデビットカードなどの決済手段で商品を購入した場合、その支出品目名を「支出の品名及び用途」欄に記入し、括弧書でプリペイドカード等の決済手段を記入することで、その購入金額を現金残高（繰越金）に反映させないようにしていた。

5年前に比べ決済方法の多様化が進んだことや、2014年調査の記入方法は複雑で報告者負担も大きかったことから、2019年調査の家計簿では、「電子マネー（プリペイド）」、「電子マネー（ポストペイ）」、「ポイント」、「商品券」、「デビットカード」等の選択肢を設け、これらによる購入については同欄に○印を記入することとし、報告者の負担軽減を図る。

<報告者の記入負担や調査員等の審査事務の軽減、時系列比較・分析上の支障>

上記の見直しは、報告者が記入しやすくなるよう企図したものであり、併せて審査事務負担も軽減される。また、記入する内容（記入項目の数、範囲）に変更はないことから、時系列比較・分析上の大きな支障はないと考えられる。

(c) 今回の変更内容は、本調査における他の調査票（世帯票、年収・貯蓄等調査票）や家計調査で使用している家計簿とも整合性は図られているか。

<b (c) 回答>

<本調査の他の調査票との整合性>

例えば2014年調査では、「被服及び履物」の内訳を細かく（男性用・女性用・子ども用の別など）分類・表章する必要などから、世帯票に世帯員全員の氏名を記入の上で、家計簿では購入した被服が「誰のものか」までの記入を必要としていた。

今回の見直しでは、記入忌避感を軽減する観点を重視し、世帯票の調査項目から氏名を削除し、表章する収支分類は氏名の記入がなくても集計対応できるレベルまで簡略化することとしている。このように、見直しに当たっては、調査票間の整合性が損なわれないよう配慮した。

<家計調査の家計簿との整合性>

今回の見直しでは家計調査の調査結果を活用することから、基本調査の家計簿は、2018年

1月に改正された家計調査家計簿との整合性を重視した設計とした。

c 世帯票

(a) 今回、「ふだんの1週間の就業時間」や「世帯員の学歴」、「住宅ローン」等の項目を新たに把握しているが、これらの見直しの具体的な理由・効果や、想定される利活用目的は何か。

<c (a) 回答>

<「ふだんの1週間の就業時間」の追加>

近年、雇用形態と共に労働時間も多様化し、非正規雇用者であっても、正規雇用者と同程度からごく短い労働時間まで様々である。労働時間は収入や資産と密接に関係していると考えられることから、家計収支・保有資産を分析するに当たっては、雇用形態に加えて、労働時間とのクロス集計を行い結果提供することが有用と考えられる。

<「世帯員の学歴」の追加>

学歴（最終卒業学校の区分）は家計収支や資産の分布を分析し、格差や貧困問題に対して適切な施策を策定する上で重要な項目である。OECDも加盟各国に学歴別の所得・資産等のデータ提出を求めており、日本に対しても係るデータ提供を求められている。

世帯間の経済格差と学歴との関係性を分析するためには、世帯主の学歴・年齢階級等別の家計収支の状況及び資産と負債の保有状況等に関する集計を行い結果提供することが必要である。

<「毎月の住宅ローンの返済額」等の追加>

全国消費実態調査では、消費支出項目の支出金額階級別や住宅ローン返済額階級別の世帯分布などを集計しており、家計簿の結果を階級値として使用している。簡易調査では家計簿調査を行わないため、これらの結果表を作成するためには世帯票等に上記の階級値を作成するための調査項目を設ける必要がある。支出総額などを世帯票等で調査することは困難であるものの、毎月の住宅ローン返済額等については、ほぼ一定の額を支払うため、世帯にとつて記入は比較的容易であると考えられる。

なお、これらの項目は、簡易調査において年間収入等の記入状況が芳しくない調査世帯について、記入内容の整合性を審査するために用いることも考えられる。

また、世帯票については、基本調査と簡易調査で共通様式とすることが、配り分けなどにより生ずる調査機関の負担を抑制する上で有効であることから、基本調査、簡易調査を問わず世帯票に「毎月の住宅ローンの返済額」等を追加する。

(b)今回、廃止する「育児休業の取得の有無」や「介護をしている状況」等については、どのような目的で調査事項としていたものか。また、施策への利用がなかったことを主な廃止理由としているが、e-Stat の利用件数や二次利用の申請件数も低調となっていたのか。

<c (b) 回答>

<調査事項としていた目的・廃止理由>

「育児休業の取得の有無」については、「少子化が進展している情勢や育児休業延長に関する政策が検討されていることを踏まえ、世帯の所得、資産と育児休業の関係性を精緻に捉えるため」2014年調査で調査事項としたもの。しかし、対象となる標本規模が小さく（2014年調査における「育児休業取得者がいる」集計世帯数は409）、行政機関による施策への利用実績もないことから、本項目については削除し、他方、追加する「ふだんの1週間の就業時間」において、休業状況を把握する。

「介護をしている状況」については、「高齢化が進展している情勢を踏まえ、世帯の消費と介護の関係性を精緻に捉えるため」2014年調査で調査事項としたもの。しかし、「介護をしている・介護をしていない」の設問による介護の有無の判断は、主観によるところが大きく、介護に要する時間や介護している者の状況（要介護等の程度、世帯内外の別・距離等）は多種多様であり、家計収支との関係の分析、家計構造の解析に用いる項目としては不明確・不透明な点が多く、行政機関による施策策定での利用も見られない。家計収支に関する世帯の介護状況については、客観的な把握が可能な「要介護・要支援認定者の有無」で引き続き把握することとし、本項目については削除する。

<利用状況>

e-Stat の利用件数（公表後1年間のダウンロード数、フロー編）は、「育児休業の取得の有無」が130～160件程度、「介護をしている状況」が160～170件程度と低調である（フロー編の他の表をみると、利用が多い結果表では3000件程度、基本的な結果表では概ね500件以上）。

二次利用申請については、回帰分析の説明変数として、世帯票の調査事項を網羅的に用いる際に「育児休業の取得の有無」や「介護をしている状況」を含めて申請する例はあるが、これらの項目に着目した利用申請はみられない。

(c)今回、変更する「単身世帯の形態」や「住居の延べ床面積」等については、どのような理由から見直しを行なうのか。また、変更により、どのような効果や支障が生じるのか。

<c (c) 回答>

<単身世帯の形態>

本調査（単身世帯の世帯票）は10月時点の調査であることもあり、「出稼ぎ」に該当する

者は極めて少なく（2014年調査では、単身世帯の集計世帯数4,561世帯のうち「出稼ぎ」は14世帯）、また、家計調査の世帯票では2018年調査から「単身赴任」と「出稼ぎ」の選択肢を統合する改正を行っている。このため、次回の全国消費実態調査においても、「単身赴任」と「出稼ぎ」の選択肢を統合することで家計調査との整合性を高め、統合集計において家計調査世帯の世帯票データを有効に活用できるように措置する。

<住居の延べ床面積等>

住居の延べ床面積等は、住宅及び宅地の資産額を推計するために調査している項目であり、2014年調査では小数第1位（単位はm²）までの記入としていた。しかし、整数値にしても推計額にはほとんど影響しないため、報告者負担の軽減を図る観点から、整数値での記入としたもの。

d 年収・貯蓄等調査票

(a)今回、変更する「年間収入」「仕送り金」や、「貯蓄現在高」における投資信託の特掲等については、どのような理由から見直しを行うのか。また変更により、どのような効果や支障が生じるのか。

<d (a) 回答>

<年間収入・仕送り金>

「相対的貧困率」等の算出基準となっているO E C D所得分布国際データベース（OECD Income Distribution Database）における「可処分所得」等の算出に際し、2012年から採用されている基準との整合性を高めるため、既存項目の分割や新設により「社会保障給付金（公的年金・恩給以外）」、「企業年金受取金」、「個人年金受取金」、「親族などから仕送りをもらった額」「親族などに仕送りをした額」という項目構成とした。これにより相対的貧困率などの国際比較性を高めることができる。

なお、報告者負担の面では、基本的にはこれまで「年間収入」として把握していた範囲の再編に留まり、個々の項目も定義上明確で報告者が記入に迷うことも少ないと考えられるため、新たな負担にはつながらないものと考えられる。

<貯蓄現在高>

2014年調査の「貯蓄現在高」において投資信託の金額を記入する際は、投資信託のうち、運用対象に株式を組み入れることが可能なものは「株式 株式投資信託」欄、運用対象に株式を一切組み入れず、公社債を中心に運用するものは「債券 公社債投資信託」欄に記入することとしており、「株式」、「債券」、「投資信託」のそれぞれを表章することはできず、他の金融資産統計との相互比較性を欠くほか、調査票記入においては、調査世帯が投資信託を内容によって分割し、株式や債券と足し合わせることを求めており、報告者の負担となつていて

た。なお、O E C D資産分布国際データベース（OECD Wealth Distribution Database）の資産分類でも、投資信託は独立した金融資産として項立てしている。

統計の相互比較性の確保、O E C Dから求められる結果表への対応及び報告者負担を軽減する観点から、記入方法を見直し、投資信託は独立した金融資産として項立てして調査する。

(b) 「貯蓄等現在高」においては、「ゆうちょ銀行」と「その他の銀行」を統合することを計画しているが、その理由は何か。多くの人は、ゆうちょ銀行と他の銀行とは異なるという認識を持っていると考えられることから、従来どおり、分けて把握する必要はないか。

< d (b) 回答>

「預貯金」預け先の金融機関の区分は、現在、「ゆうちょ銀行」と「その他の金融機関（ゆうちょ銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合、農協、労働金庫など）」の2区分となっており、このうち「ゆうちょ銀行」については、かつての「郵便局」への貯金としての区分を引き継いでいるものである。

他方で、預貯金現在高に関する利用は、「ゆうちょ銀行」を含む金融機関への預貯金現在高が主であり、区分した結果のニーズが高いわけではなく、政策面での利用も見られない。

「ゆうちょ銀行」が設立（郵政民営化）された2007年から、現時点で既に10年以上が経過しており、今後も引き続き、「ゆうちょ銀行」への預金のみ、銀行への預金とは異なる預金として、別個に把握し続ける意義は、報告者負担にかんがみれば乏しくなってきていると考えられる。

(イ) 新設される家計調査世帯特別調査の調査事項

a 記入の負担感を軽減するため、家計調査世帯特別調査の対象となる報告者（家計調査の調査対象世帯の一部）に対して、どのような措置を講じる計画か。

< a 回答>

全国消費実態調査では、統計精度を維持しつつ調査負担の軽減及び調査事務の省力化を図るため、全国消費実態調査の調査期間における家計調査の家計簿等を全国消費実態調査の集計に用いる。この場合、家計調査の回答のみでは、全国消費実態調査の回答として欠測となる事項があるため、これに対応するために「家計調査世帯特別調査」を実施する。この目的に照らし、調査事項は二人以上の世帯・単身世帯の別に、真に必要な事項に絞り込むことで、報告者負担が最小限のものとなるようにしている。

また、調査事項に忌避感が強い項目（年間収入の詳細内訳や、単身世帯の貯蓄・負債など）が含まれることから、封入回収を採用することで、忌避感を軽減するよう措置する。

- b 家計調査世帯特別調査の調査事項については、家計調査の結果を本調査の集計に活用する上で、必要最低限のものとなっているか、簡素化を図る余地はないか。

<b回答>

家計調査世帯特別調査の調査事項は、家計調査の調査事項でない事項のみで構成されている。また、基本調査で調査している事項のみで構成しており、不要な項目を含めていない。この意味で、家計調査特別調査の調査事項は必要最低限のものであり、簡素化を図る余地はないと考えられる。

- c 結果精度の確保や集計結果の分析等に必要な調査事項であれば、今後、家計調査自体の調査票を変更し、継続的に把握する必要はないか。

<c回答>

家計調査は、6ヶ月間にわたり、しかも、重量や数量も記入する必要がある家計簿があるなど、記入負担が大きく、かつ、収入、資産、負債など、プライバシーに踏み込んだ忌避感の強い調査事項も多いため、世帯からの調査協力を得ることが難しい調査となっている。

このため、世帯への説明に当たる調査員の毎月の業務負担も小さくなく、さらに、毎月、公表を行っていることから、早急に調査票を審査・集計に回す必要があるため、全国消費実態調査と異なり、調査員が、世帯からの回答を直接聞き取って作成している調査票（世帯票）があり、調査員が世帯に面と向かって質問しづらい（世帯からの忌避感が強い）調査事項も、調査員の負担を増大させるものとなる。

このような背景がある一方で、今回の全国消費実態調査では、報告者負担の総量縮減や実査機関の負担の総量縮減などを図らなくてはならないことから、これらを考慮し、「家計調査世帯特別調査」として、家計調査の調査世帯のうち全国消費実態調査の集計に必要となる分の調査世帯に限って、全国消費実態調査の結果の分析等で必要となる調査事項についてのみ、封入提出による、追加での調査を行うこととしたところである。

家計調査では、5年ごとの大規模調査である全国消費実態調査のような構造調査で必要とされる調査事項が、必ずしも必要とされるわけではないが、今回は、貯蓄等調査票の一部で、全国消費実態調査と同様の調査事項の追加を行っているところである。今後も、調査事項の追加については、調査結果へのニーズなどを踏まえつつ、実査や調査結果に悪影響を及ぼすことのないよう、報告者負担軽減方策などの検討も進めながら、検討してまいりたい。

(ウ) 耐久財等調査票等の廃止

- a 「耐久財等調査票」及び「家計簿C」は、どのような目的で導入されたものか。また、その結果は、どのように推移しているか（過去3回分）。

<a回答>

耐久消費財に関する調査は全国消費実態調査を開始した1959年調査より実施してきており、生活様式や資産の保有状況の変化等の指標として耐久消費財の普及状況（普及率、所有数量）や、家計が保有する実物資産額の推計に用いることを目的として行ってきた。2014年調査では家具類、冷暖房用器具、一般家事用品、教養娯楽用品、自動車など約30品目について所有数量、取得時期の調査を実施した。

個人収支状況調査に係る「家計簿」（2014年調査では「家計簿C」）は、個人収支に係る調査が家計調査の調査終了直後の世帯を対象とする調査となった1994年調査から導入され、この調査票を用いた集計事項である「家計簿への記入の有無」別の結果表は2009年調査から公表していたところ。個人収支簿と家計簿を照合することで、家計簿で捉えていない世帯員の支出を捉え、これにより、世帯員ごとの収支実態のほか、収支項目分類における「こづかい（使途不明）」の内訳を推計することとしていた。

なお、過去3回分（「家計簿C」に係る結果は過去2回のみ公表）の調査結果は別紙1及び別紙2のとおり。

- b 今回の廃止理由としては、結果利用が低調となっていることをあげているが、低調となった要因を分析しているか。分析している場合、どのような要因で低調となっているのか。また、前回調査の事後報告会等において、地方公共団体や調査員等から、両調査票についてどのような意見等が報告されているのか。

<b回答>

<「耐久財等調査票」利用低調の要因>

2014年調査における耐久財等調査票に係る結果の利用状況は別紙3のとおり。

耐久消費財の普及状況については、高度経済成長期には重要な指標であったと考えられるが、耐久消費財の普及が進み価格も低下したことが、結果利用が低調となった主な要因と考えられる。また、「消費動向調査」（内閣府、耐久消費財の普及状況は毎年把握）と異なり、調査周期が5年に1度であり、普及状況をリアルタイムに把握できないことも、結果利用の低迷を招いている可能性がある。

<「家計簿C」利用低調の要因>

2014年調査では、調査世帯に対し、「個人収支簿」に加え、「家計簿C」を配布し、個人収支簿と家計簿を照合することで、家計簿で捉えていない世帯員の支出を捉え、これにより、

世帯員ごとの収支実態のほか、収支項目分類における「こづかい（使途不明）」の内訳を推計することとしていた。

調査世帯では、世帯員ごとの収支把握に加えて、家計簿記入を要することから、調査の負担は大きい一方で、収支項目分類の「こづかい（使途不明）」の内訳を含めた家計の収支構造は、「こづかい（使途不明）」の金額が小さく、かつ、個人収支の構造と家計簿記入の有無による収支構造に大きな違いがないことから、家計簿記入により求めた内訳の按分比率で算出した場合と個人収支の内訳を按分比率に用いて算出した場合でほとんど差が見られない（別紙2参照）。

このため、収支項目分類の「こづかい（使途不明）」の内訳を含めた家計の収支構造の推計は、個人収支の把握で足りるものと考えられる。なお、消費者物価指数（CPI）のウェイト作成でも「家計簿C」は用いられていない。

<地方公共団体や調査員等からの意見>

「耐久財等調査票」や「家計簿C」に特化した特段の意見はないが、調査事項全般について、調査票や調査項目の削減を強く求められているところ。

- c 「耐久財等調査票」を廃止した場合、他の調査結果等で代替することは可能か。廃止した場合、どのような支障があるか。

<c回答>

耐久消費財に関する調査は、耐久消費財の普及状況（普及率、所有数量）や、家計が保有する実物資産額の推計に用いることを目的として行ってきた。

「家計が保有する実物資産額」については、住宅・土地の不動産に加えて、本来、宝石・貴金属、美術品、骨とう品等の資産を把握する必要があるが、これらの家計資産については調査対象に含めておらず、家計資産の全容を把握する調査とはなっていない。また、耐久消費財等の額は、住宅・土地資産額の5%程度に過ぎず、調査対象とする耐久消費財は、調査の都度普及状況等を踏まえて変更しており、その範囲については一定しておらず、単純に時系列比較を行うことは難しい面がある。

「耐久消費財の普及状況」については、「消費動向調査」において毎年同様の調査が実施されてきていること、行政機関による施策の策定への結果利用が一部にとどまっている（2014年調査では利用なし）ことから、本調査において普及状況を把握する必要性は薄れてきている。

なお、都道府県別など詳細な地域別の耐久消費財普及状況については、「消費動向調査」では把握することができず、この点は支障となり得る。ただ、地方公共団体での係る調査結果の利用は、単なる調査結果の紹介に留まっており、2014年調査では施策上の利用が皆無であるという状況から、耐久財等調査票の廃止による結果利用上の影響は限定的と考えられる（別

紙3参照)。

エ 調査方法の変更

- a オンライン家計簿の内容は、先行して導入している家計調査と同様か。また、家計調査においては、どの程度オンライン家計簿が活用されているのか。また、本調査に導入する予定のオンライン家計簿は、本調査が大規模調査という特性を踏まえた場合、家計調査で導入したものと比べて、改善・見直し等は図られているのか。図られている場合、どのような改善・見直し等であるのか。

＜a回答＞

家計調査においては、オンライン家計簿を実際に利用している報告者が、導入対象報告者の11%（2018年10月）と、オンライン導入開始（2018年1月、8%）から徐々に上昇している。全国消費実態調査のオンライン家計簿は、家計調査と同様の仕様としているが、両調査とも最新の技術を順次導入する等により改善を図っているところ。

- b 簡易調査において郵送・オンライン回収を導入する目的は何か。家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査についても、郵送・オンライン回収を導入する余地はないのか。
- c 家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査については、家計調査に上乗せし、特別調査として実施することにより、どのような業務の効率化が図られるのか。

＜b、c回答＞

＜簡易調査での郵送・オンライン回収導入＞

簡易調査においては、調査員の訪問回収を行う前に、オンライン回答及び郵送提出の期限を設け、当該期間を超過しても提出が無かった世帯のみを対象に調査員による訪問回収を行う。これにより、調査員が調査票回収のために世帯を訪問する件数が削減され、調査員の負担軽減となるほか、回収率の向上も期待できる。

なお、簡易調査については、記入忌避感を低減するため、基本調査の「年収・貯蓄等調査票」と同様に、調査員の訪問回収の場合でも封入提出を採用することとしている。

＜家計調査世帯特別調査における業務効率、郵送・オンライン回収＞

家計調査における月2回の家計簿配布・回収と同時に、特別調査票を配布・回収することとしており、家計調査特別調査のため世帯を追加訪問する必要が無くなる。このことから、家計調査特別調査と同数の世帯を基本調査の調査世帯数に上乗せするのに比べ、調査依頼・回収などの業務を削減でき効率化が図られる。

このような配布・回収方法をとることから、家計調査世帯特別調査において郵送回収を導入する必要性は低いと考えられる。一方、オンライン回収を導入する余地はあると考えられるが、調査期間が短く対象となる報告者も比較的少ないと考えられ、費用対効果の面で効果が乏しく、予算制約から 2019 年調査ではオンライン回収を見送る。

＜個人収支状況調査における業務効率、郵送・オンライン回収＞

基本的には 2014 年調査と同様の方法ではあるが、調査票の削減（家計簿Cの廃止）により、調査員が報告者に説明する調査内容の削減が図られ、ある程度の効率化が図られる。

なお、個人収支状況調査は対象となる報告者が極めて少ないと考えられ、費用対効果の面で効果が乏しく、予算制約等から 2019 年調査では郵送・オンライン回収を見送る。

d オンライン家計簿の導入等、今回の調査方法の見直しに関連して、地方公共団体とのどのような連携を図ったのか、また、図る計画か。（前回答申時の今後の課題への対応関連）

＜d 回答＞

今回の調査方法の見直しについては、調査改正の内容に関する地方公共団体への意見照会を複数回実施したり、地方別事務打合せ会や個別ヒアリング等により直接意見交換するなどにより意見を聴取し、調査忌避感を低減し回収率向上に資するような調査事項の見直しや、名簿作成方法の効率化など、調査の改善に資する意見については積極的に取り入れてきたところ。

才 調査時期の変更

- a 各調査における調査票の配布・回収は、具体的にどのような期日で実施されるのか。
これは、報告者の記入負担や結果の利活用時期にも配慮されたものとなっているか。

< a 回答 >

調査票の配布・回収は、下表の期日で実施する。

	調査票	配布時期	回収時期
基本調査	世帯票	9月中・下旬	10月上旬
	家計簿10月分		11月上旬
	家計簿11月分	10月下旬	12月上旬
	年収・貯蓄等調査票	11月上旬	11月中・下旬
簡易調査	世帯票	10月下旬・11月上旬	11月中・下旬
	年収・貯蓄等調査票		
家計調査世帯特別調査	特別調査票	11月中旬	12月上旬
個人収支状況調査	個人収支簿	9月中旬または10月中旬	11月上旬または12月上旬

基本調査では、家計簿記入期間が2か月間にわたり、調査員が家計簿の記入状況を複数回確認することが必要である。これを前提に、世帯票と年収・貯蓄等調査票の配布・回収時期をずらすことで、特定の時期に報告者の記入負担が集中しないよう配慮した（2014年調査と同様）。

簡易調査及び家計調査世帯特別調査では、調査事項の分量が比較的少なく、調査時期を分散させる必要がないことから、配布・回収とも1回とし、調査員が報告者を訪問する回数を減らすことで報告者の負担を減らすとともに、調査票の留め置き期間を長くとれるようにすることで報告者の記入負担の平準化も図っている。

個人収支状況調査では、2014年調査と同様に、家計調査終了月の翌月1か月間を個人収支簿記入期間とする。個人収支簿の配布は家計調査の6か月目1期家計簿回収と同時とし、個人収支簿記入月の翌月上旬に個人収支簿を回収する。

- b 家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮することにより、報告者の負担や実査機関において、どの程度の効率化が図られるのか。また、どのような効果があるのか。

< b 回答 >

報告者負担について、家計簿への記入本数（1世帯当たり）が2014年調査の3分の2となる見込み。

実査機関の負担について、調査員や市町村における家計簿審査の分量（1世帯当たり）が2014年調査の3分の2となり、調査員が報告者を訪問する回数も10%強減少する見込み^{*}であるほか、市町村担当職員の調査従事期間が短縮される（他の統計調査等との事務幅轍を抑制）。

※耐久財等調査票廃止やオンライン回答率向上の効果も含めて統計局で試算した1調査員当たり結果。

- c 記入期間の短縮等により、結果精度や結果利用等への影響は生じないか。時系列比較のための措置として、過去の調査結果を同期間（10・11月の2か月分）遡及集計し、その結果を提供するのか。

<c回答>

二人以上の世帯において家計簿の記入期間が短縮されることにより、表章される消費支出に含まれる季節性の変化、標本誤差の拡大という点で結果精度への影響を見込んでいる。このうち、季節性の変化については、過去の調査結果を同期間遡及した結果を順次提供すること等で、時系列比較・分析上支障が生じないよう措置する。また、標本誤差については、1(1)イa(a)の回答で示したとおり、二人以上の世帯の家計簿記入期間短縮等による総世帯標本誤差の拡大と単身世帯の標本規模拡大による総世帯標本誤差の縮小が相殺される標本設計とすることで、結果利用上大きな支障がないようにしている。

力 集計事項の変更・公表の期日の変更

- a 家計簿調査については、報告者数の縮減や、調査期間の短縮等に伴う結果精度を維持するため、過去の結果との間に断層が生じた場合の集計方法の工夫など、どのような対応策を計画しているのか。また、一般統計調査として実施される全国単身世帯収支実態調査の概要や結果は、どのようにになっているか。

<a回答>

二人以上の世帯における家計簿記入期間の短縮により、二人以上の世帯における消費支出の結果に含まれる季節性の影響が変化し、過去の結果との間に不連続性が生ずるものと見込まれ、既述のとおり、過去の調査結果を同期間遡及した結果を順次提供すること等で、時系列比較・分析上支障が生じないよう措置する。なお、本調査が通年調査でないことから生じる消費支出の季節性については、これを除去した年平均値の推定方法について、大学機関と共同研究を行っているところであり、可能であれば当該取組の結果についても統計利用者に対し提供し、本調査結果の参考情報として活用いただけるようにしていきたい。

2014年実施の「全国単身世帯収支実態調査」の概要や結果は別紙4のとおり。なお、2019年の同調査は、調査事項は「基本調査」と同様とし、標本設計等は2014年の同調査と同様の

ものを考えている。

- b 家計調査及び全国単身世帯収支実態調査の調査結果を活用するに当たって、具体的にどのような加工集計等を行なう計画か。

< b 回答 >

<家計調査の活用>

家計調査の標本活用については、家計簿の様式の基本構造を共通化し、調査票様式の違いを要因として発生する可能性がある結果への影響の抑制・解消を図る。また、事後層化をより充実することにより、集計結果の精度向上及び他の統計との周辺分布の整合性・相互比較性を高めるとともに、別系統で行われる基本調査と家計調査にそれぞれ内在する可能性がある調査選定バイアスを共通的に制御することを検討している。

<全国単身世帯収支実態調査の活用>

2014年調査では、全国消費実態調査と全国単身世帯収支実態調査を統合した結果を参考として公表しており、その際には民間モニターを用いることによる世帯属性の偏りを補正するため別紙4に示す方法で集計を行った。2019年調査では、傾向スコア等による統合集計なども含め、具体的な加工方法について引き続き検討していく。

- c 申請されている本調査の調査計画では、家計調査等の結果を活用した集計事項についての記載は特にないが、家計調査等の結果を活用した集計結果については、全国消費実態調査の特別集計として公表することになるのか。それとも全国消費実態調査の本系列の1つとして公表するのか。また、利用者にどのような方法で情報提供を行なう計画か。

< c 回答 >

基本調査は、家計調査（家計調査世帯特別調査）等の結果を活用する前提で標本設計をしており、家計調査等を活用した集計結果を全国消費実態調査結果の本系列とする。なお、集計方法の詳細や、本系列と家計調査等を含めない結果との差異などの補助的な情報については、必要に応じ利用者に情報提供する予定である。

d 年収・貯蓄等調査票については、租税について調査していないため、集計結果として、年間可処分所得などは提供されていないが、推計により、年間可処分所得を算出・提供する余地はないか。そのほか、集計の充実を図る余地があるものはないか。

< d 回答 >

2014年調査においては、「所得分布等に関する結果」の表章項目として「年間（等価）非消費支出」や「年間（等価）可処分所得」を推計し、その結果を公表している。年間非消費支出は別紙5の方法により推計しており、次回調査結果においては、非消費支出の内訳の表章など集計の充実について引き続き検討していく。

(2) 家計調査

a 家計調査における調査事項の変更内容は、本調査（全国消費実態調査）の調査事項の変更と、整合性が図られたものとなっているか。

< a 回答 >

家計調査では、2018年1月に調査票（調査事項）の変更を行っており、本調査では、この変更も踏まえて、調査票（調査事項）の変更を行っているところである。また、本調査では、2018年1月の家計調査の変更の際には導入されなかった、貯蓄現在高の内訳への「投資信託」の追加を予定しており、家計調査においても貯蓄等調査票における貯蓄現在高の内訳として、「投資信託」を追加する見直しを行い、整合性を図っているところ。

b 貯蓄等調査票については、段階的に調査事項を変更することとしているが、どの時期にどの調査票を使用することになるのか。また、その理由は何か。

< b 回答 >

< 経過措置が必要な理由 >

家計調査では、貯蓄等調査は、各調査世帯の6か月間の調査期間のうち3か月目に実施しており、貯蓄等調査票は、以下のとおり、貯蓄等調査の前後にわたる時期の、四半期別結果の集計に使用されている。

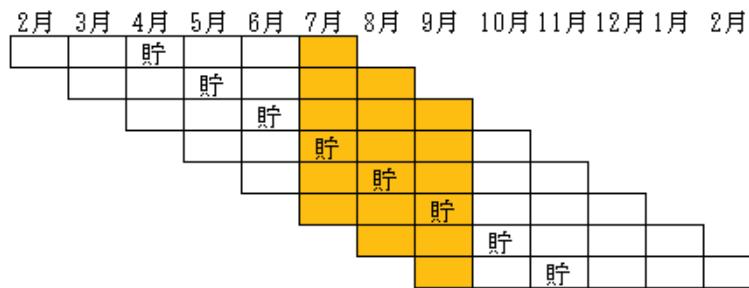
(例) 8月に貯蓄等調査がある場合

6月	7月	8月	9月	10月	11月
		貯			
4～6月平均結果		7～9月平均結果		10～12月平均結果	

また、毎月、調査世帯の1／6ずつ調査世帯の交替を行っているため、四半期別結果の集

計に使用される貯蓄等調査票は、以下のようなになる。

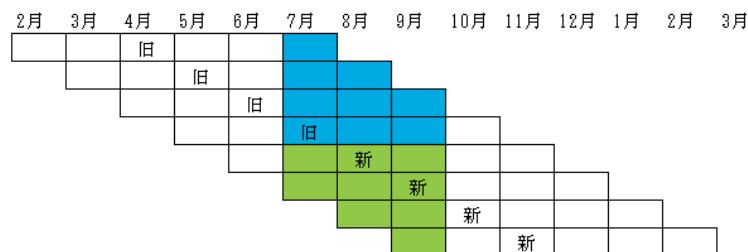
(例) 7～9月平均結果に使用する貯蓄等調査票



※7～9月平均結果の集計では、
4月実施の貯蓄等調査～11月実施の貯蓄等調査の調査票を使用

貯蓄等調査票を変更する場合、四半期別結果の集計には、変更前後両方の貯蓄等調査票を使用することとなるため、新旧の集計が可能な調査事項の構成とする必要がある

(例) 7～9月平均結果に使用する貯蓄等調査票
—経過措置的な調査事項を設けない場合—



【旧調査事項】

- A 株式・株式投資信託
- B 債権・公社債投資信託

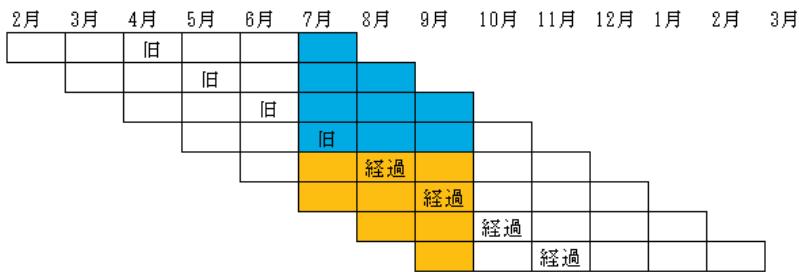
【新調査事項】

- a 株式
- b 債権
- c 投資信託

- | |
|----------------|
| A = 接続可能なものが無い |
| B = 接続可能なものが無い |

このため、調査事項の接続性を維持する、経過措置的な調査事項を設けることとしている。

(例) 7～9月平均結果に使用する貯蓄等調査票
—経過措置的な調査事項を設けた場合—



【旧調査事項】

- A 株式・株式投資信託
- B 債権・公社債投資信託

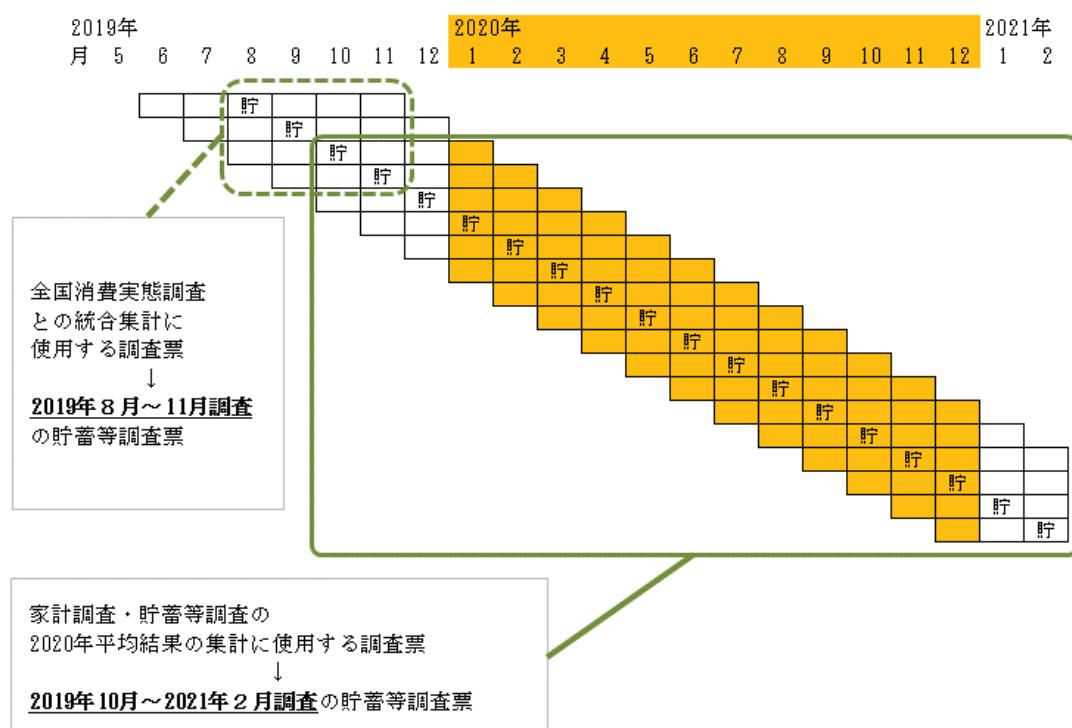
$$\begin{aligned} A &= a + c - c' \\ B &= b + c' \end{aligned}$$

【経過措置的な調査事項あり】



<どの時期にどの調査票を使用することになるのか>

現行の貯蓄等調査票の調査事項に「投資信託」を追加し、かつ、経過措置的な調査事項を設けている調査票は、全国消費実態調査との統合集計に使用するため、及び家計調査の2020年平均結果の集計（家計調査の貯蓄等調査の結果では、年平均結果へのニーズが最も高い）に使用するため、2019年8月調査から2021年2月調査まで使用し、その後の調査（2021年3月調査）からは、経過措置的な調査事項を除いた貯蓄等調査票を使用することとしている。



- c 今回の変更に伴い、結果利用等に影響は生じないか。また、利用者に対して、どのように周知する計画か。

<c回答>

今回の家計調査の貯蓄等調査票の変更では、全国消費実態調査での変更と同様、世帯の貯蓄現在高の内訳において、新たに「投資信託」を追加して把握するとともに、「預貯金」については、その預け先の金融機関の区分を統合することとしている。

先述のとおり、「投資信託」の追加に当たっては、経過措置的な調査事項を設けるなど、結果利用等にも支障を及ぼさないようにしているところ。

また、「預貯金」預け先の金融機関の区分は、現在、「ゆうちょ銀行」と「その他の金融機関（ゆうちょ銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合、農協、労働金庫など）」の2区分となっており、このうち「ゆうちょ銀行」については、かつての「郵便局」への貯金としての区分を引き継いでいるものである。「ゆうちょ銀行」が設立（郵政民営化）された2007年から、現時点で既に10年以上が経過しており、今後（区分の統合を予定している2021年以降）も引き続き、「ゆうちょ銀行」への預金のみ、銀行への預金とは異なる預金として、別個に把握し続ける意義は、報告負担にかんがみれば乏しくなってきていると考えられる。なお、区分を統合した後も、預貯金現在高に関する利用の主たる集計結果である「ゆうちょ銀行」を含む金融機関への預貯金現在高については、引き続き、把握・表章されていくことから、結果利用等にも大きな支障は生じないものと考えている。

また、利用者に対しては、統計局ホームページに、調査票の変更及び集計事項の見直しに伴う結果表の変更について掲載し、周知を図ることとしている。

表 1 世帯当たりの預貯金現在高の推移

	預貯金現在高 (万円)	うち ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行 の割合(%)
2002年	1034	376	36.4
2003年	1043	369	35.4
2004年	1022	355	34.7
2005年	1025	346	33.8
2006年	1001	331	33.1
2007年	999	316	31.6
2008年	986	299	30.3
2009年	997	298	29.9
2010年	1018	295	29.0
2011年	1033	291	28.2
2012年	1060	298	28.1
2013年	1080	286	26.5
2014年	1138	297	26.1
2015年	1128	297	26.3
2016年	1139	293	25.7
2017年	1154	295	25.6

※ゆうちょ銀行は、2008年までは、郵便局

(3) 家計に関する調査の体系的整備の観点からの位置付け・役割分担

- a 家計に関する調査の体系的整備の観点から、今回の調査計画の見直しを踏まえ、両基幹統計としての位置付け・役割分担や、両基幹統計の作成に必要な基幹統計調査及び一般統計調査の関係をどのように整理すべきか。
- b 上記aの整理を踏まえ、本調査における基幹統計調査の名称・目的等について、見直す必要はないか。
- c また、家計調査や全国単身世帯収支実態調査（一般統計調査（民間調査機関によるモニター調査））の結果を、本調査の集計に活用するに当たっては、全国消費実態統計の指定内容や、本調査の計画にどのように位置づけるべきか。

＜回答＞

これらの論点については、委員及び専門委員からのご議論を賜り、適切に対応してまいりたい。

なお、次回全国消費実態調査における各種の見直しは、家計に関する構造統計として、従来の調査時点における家計収支の構造に加え、年間所得、資産及び負債の実態把握に重点を置いた、より総合的な統計作成を目指すものであり、これに伴い、調査の名称について、より的確に表すものへと変更することは考えられる。この場合においては、調査の的確な実施及び利用者目線の統計提供の観点から、加えて将来的な家計統計との統合も視座に置き、次に掲げる点を踏まえることが肝要と考えている。

- ・統計の主要ターゲットが「消費」に限定されないことを名称上も明らかにする。
- ・「全国消費実態調査」の後継調査であることが伝わりやすい名称とする。
- ・忌避感の強い調査内容のために、調査世帯に、全国規模の大調査であること（特定の地域・世帯に限定された小規模調査でないこと）が伝わりやすい名称とする。
- ・将来的な「家計統計」との基幹統計統合を視野に置いた場合に、家計調査と並列する、「家計統計」配下の統計調査として親和性のある名称とする。
- ・「家計調査」とは位置づけ等が異なる大規模調査であることが伝わりやすい名称とする。

主要耐久消費財の普及率と純資産額(二人以上の世帯)

耐久消費財項目			普及率 (%)			純資産額 (千円)		
2004年調査	2009年調査	2014年調査	2004年	2009年	2014年	2004年	2009年	2014年
資産総額（資産合計）		-	-	-	-	39,004	35,878	34,906
うち実物資産額		-	-	-	-	29,501	26,411	24,521
うち耐久消費財資産額		-	-	-	-	1,501	1,171	1,165
システムキッチン	56.8	58.9	58.6		141	106	163	
太陽熱温水器	9.1	6.2	3.5		5	2	2	
給湯器（ガス瞬間湯沸器を除く）	57.6	57.2			42	44		
洗髪洗面化粧台	63.3	71.2	64.1		14	39	14	
温水洗净便座	59.1	68.8	70.9		24	24	12	
床暖房			11.6					23
太陽光発電システム				6.7				21
高効率給湯器				24.0				43
家庭用コーデネレーションシステム				1.0				7
家庭用エネルギー管理システム				1.3				0
電子レンジ（電子オーブンレンジを含む）	97.4	97.5	98.7		5	4	5	
自動炊飯器（遠赤釜IH型）	85.5	82.8	89.8		8	5	7	
冷蔵庫	99.0	98.7	99.8		31	26	28	
電気掃除機	99.3	98.8	99.0		9	7	9	
洗濯機	99.2	99.5	99.7		16	23	18	
I H クッキングヒーター		18.2	23.8			3		2
食器洗い機	19.1	26.9	31.3		3	3	4	
電動ミシン	67.1	61.6			7	2		
ホームベーカリー			24.5					1
ルームエアコン	86.9	88.1	90.9		66	51	62	
電気こたつ	75.9				2			
冷暖房・空調用器具 空気清浄機		34.2	42.5			2	4	
和だんす（作り付けを除く）	たんす（作り付けを除く）	76.6	70.3			10	2	
洋服だんす（作り付けを除く）		87.1	82.2		87.5	19	8	
整理だんす（作り付けを除く）		85.4	81.1			11	6	
食堂セット（食卓と椅子のセット）		78.4	78.5	80.4		15	10	12
茶だんす・食器戸棚	食器戸棚（作り付けを除く）	94.7	92.0	82.1		19	11	7
サイドボード・リビングボード		48.0	44.0	49.9		8	4	3
鏡台（ドレッサー）		69.4	63.0	56.3		6	2	2
ユニット家具（購入価格が20万円以上）		6.5	5.8			9	5	
応接セット（3点セット以上）		26.7	24.1			11	7	
応接用座卓（食卓を除く）		39.0				3		
電気マッサージチェア			15.4				8	
L E D 照明器具（電球・蛍光灯を除く）				33.2				6
じゅうたん（5万円以上のもの）		17.2	15.0			9	3	
ベッド・ソファーベッド（作り付けを除く）		62.9	65.2	72.7		10	4	18
自動車		86.2	85.5	85.7		748	515	468
オートバイ・スクータ		16.8	14.8	13.8		14	6	6
電動アシスト自転車				9.3				3
カーナビゲーションシステム				61.9				17
スマートフォン				59.0				40

主要耐久消費財の普及率と純資産額(二人以上の世帯)

耐久消費財項目			普及率 (%)			純資産額 (千円)		
2004年調査	2009年調査	2014年調査	2004年	2009年	2014年	2004年	2009年	2014年
携帯電話 (PHSを含む)	携帯電話 (PHSを含み、スマートフォンを除く)	84.7	92.7	73.3		7	9	18
ファクシミリ (コピー付を含む)		51.1	56.5			4	1	
プラズマテレビ	薄型テレビ(プラズマ液晶有機ELを含む)	2.6	61.9			7		
液晶テレビ		7.7		99.3		10	57	
カラーテレビ	カラーテレビ(ブラウン管)	97.3	74.9			28	2	
DVDレコーダー	ビデオレコーダー(DVDブルーレイを含む)	25.6				13		
ビデオテープレコーダー		81.5	74.6	80.4		6	17	10
ホームシアター (プロジェクター、スクリーン、スピーカーのセット)				2.7				2
パソコン	パソコン(デスクトップ型)			39.4				9
	パソコン(ノート型(モバイル・ネットブックを含む))	69.3	75.9	63.6		60	28	22
タブレット端末				22.4				6
ステレオセット又はCD・MDラジオカセット		80.3	74.3			6	3	
カメラ(デジタルカメラを含む)	カメラ	80.4	81.1	84.7		16	10	9
ビデオカメラ(デジタルを含む)	ビデオカメラ	41.4	43.0	43.3		12	8	4
ピアノ	ピアノ・電子ピアノ	27.2	25.1	31.5		14	6	3
書斎・学習用机(ライティングデスクを含む)		64.2	60.3	61.7		11	5	9
ゴルフ用具一式(ハーフセットを含む)		38.4	34.6			10	2	
その他		-	-	-		33	79	17

	全国消費実態調査（二人以上の世帯）					
	金額（円）			消費支出に占める割合（%）		
	使途不明 按分前	使途不明を 「平均」 で按分	使途不明を 「家計簿 記入なし」 で按分	使途不明 按分前	使途不明を 「平均」 で按分	使途不明を 「家計簿 記入なし」 で按分
消費支出	300,936	300,936	300,936	100.0	100.0	100.0
食料	73,390	77,221	77,478	24.4	25.7	25.7
菓子類	6,132	6,448	6,453	2.0	2.1	2.1
外食	12,909	15,248	15,398	4.3	5.1	5.1
住居	18,536	18,663	18,707	6.2	6.2	6.2
光熱・水道	19,140	19,175	19,177	6.4	6.4	6.4
家具・家事用品	9,819	9,999	9,979	3.3	3.3	3.3
被服及び履物	12,892	13,588	13,647	4.3	4.5	4.5
保健医療	13,510	14,147	14,048	4.5	4.7	4.7
交通・通信	44,104	45,657	45,593	14.7	15.2	15.2
教育	14,747	14,791	14,782	4.9	4.9	4.9
教養娯楽	33,056	35,942	35,803	11.0	11.9	11.9
ゴルフプレー料金	831	1,185	1,126	0.3	0.4	0.4
他の入場・ゲーム代	364	703	761	0.1	0.2	0.3
その他の消費支出	61,742	46,821	46,791	20.5	15.6	15.5
たばこ	1,055	1,534	1,607	0.4	0.5	0.5
こづかい（使途不明）	16,642			5.5		

家計簿記入の有無別「こづかい（使途不明）」按分後の結果（2014年）

	全国消費実態調査（二人以上の世帯）					
	金額（円）			消費支出に占める割合（%）		
	使途不明 按分前	使途不明を 「平均」 で按分	使途不明を 「家計簿 記入なし」 で按分	使途不明 按分前	使途不明を 「平均」 で按分	使途不明を 「家計簿 記入なし」 で按分
消費支出	292,882	292,882	292,882	100.0	100.0	100.0
食料	75,886	79,246	79,752	25.9	27.1	27.2
菓子類	6,252	6,621	6,589	2.1	2.3	2.2
外食	13,460	15,388	15,644	4.6	5.3	5.3
住居	17,674	17,691	17,691	6.0	6.0	6.0
光熱・水道	20,967	20,982	20,992	7.2	7.2	7.2
家具・家事用品	10,378	10,641	10,611	3.5	3.6	3.6
被服及び履物	12,447	13,668	13,256	4.2	4.7	4.5
保健医療	12,994	13,792	13,557	4.4	4.7	4.6
交通・通信	45,231	46,788	47,351	15.4	16.0	16.2
教育	13,390	13,397	13,404	4.6	4.6	4.6
教養娯楽	29,927	32,282	32,336	10.2	11.0	11.0
ゴルフプレー料金	826	1,106	976	0.3	0.4	0.3
他の入場・ゲーム代	320	584	826	0.1	0.2	0.3
その他の消費支出	53,988	44,395	43,932	18.4	15.2	15.0
たばこ	1,118	1,425	1,486	0.4	0.5	0.5
こづかい（使途不明）	11,710			4.0		

2014年全国消費実態調査の耐久財消費財の
所有数量、普及率に関する結果の利用状況(各府省等、都道府県)

資料3 別紙3

府省等名	部局名	具体的な利用実績
日本銀行	調査統計局経済統計課	○家計属性毎の消費・資産等の実態をみるための分析を中心に使用。
文部科学省	生涯学習政策局	国立女性教育会館で作成・公開している「女性と男性に関する統計データベース」(http://winet.nwec.jp/toukei/)において利用している。
北海道	総合政策部情報統計局統計課	・北海道地球温暖化対策推進計画に係る点検結果報告において、家電製品普及率の把握に利用 参照： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/H26tenken_honpen.pdf
宮城県	震災復興・企画部(統計課)	○ 宮城県の結果を宮城県のホームページに掲載するにあたり、全国と宮城県を比較するために利用している。 二人以上の世帯と二人以上の世帯のうち勤労者世帯、世帯主の年齢階級別、主な耐久消費財数量と普及率
福島県	企画調整部統計課	福島県の結果の概要に利用
横浜市	政策局 総務部 統計情報課	本市分について、横浜市統計書及び横浜市統計ポータルサイトへ掲載し、情報提供
川崎市	統計情報課	川崎市統計書に掲載。全国消費実態調査結果から川崎市の結果を抽出し、公表。
新潟県	総務管理部統計課統計情報班	新潟県統計年鑑等の統計刊行物作成のために利用
焼津市	総務課	焼津市統計書へ掲載している。
相模原市	企画財政局企画部情報政策課	調査結果のうち相模原市分を集計し、相模原市統計書に掲載している。
福井県	総合政策部 政策統計・情報課	当県結果との比較のため全国結果を利用し、当県の結果概要として県のホームページに公表。(添付資料あり) (利用している項目) 主要耐久消費財の品目ごとの所有数量および普及率
岐阜県	環境生活部統計課	○県勢要覧(100の指標) ○岐阜県統計書
大阪府豊中市	総務部行政総務課	市発行の統計書にて下記集計事項を掲載(市HPにも公開) ・主要耐久消費財の普及状況(2人以上世帯)
泉佐野市	市長公室 政策推進課	泉佐野市統計書に集計結果を掲載。
堺市	市長公室企画部調査統計担当	・「堺市統計書」「堺市の概要」における調査結果の記載
岡山県 岡山市	政策局 政策企画課 統計調査室	・年報「岡山市の統計」において「主要耐久消費財の普及率」の結果を掲載。
宮崎県庁	総合政策部統計調査課	2014年全国消費実態調査結果の概要(宮崎県分)をまとめて公表を行った。

注)本表は、2017年9月から10月にかけ、各府省・地方公共団体に利活用状況を照会したものを統計局消費統計課でとりまとめたもの。

「平成26年全国消費実態調査単身世帯結果」と 「平成26年全国単身世帯収支実態調査結果」の統合集計の概要

1 集計の目的

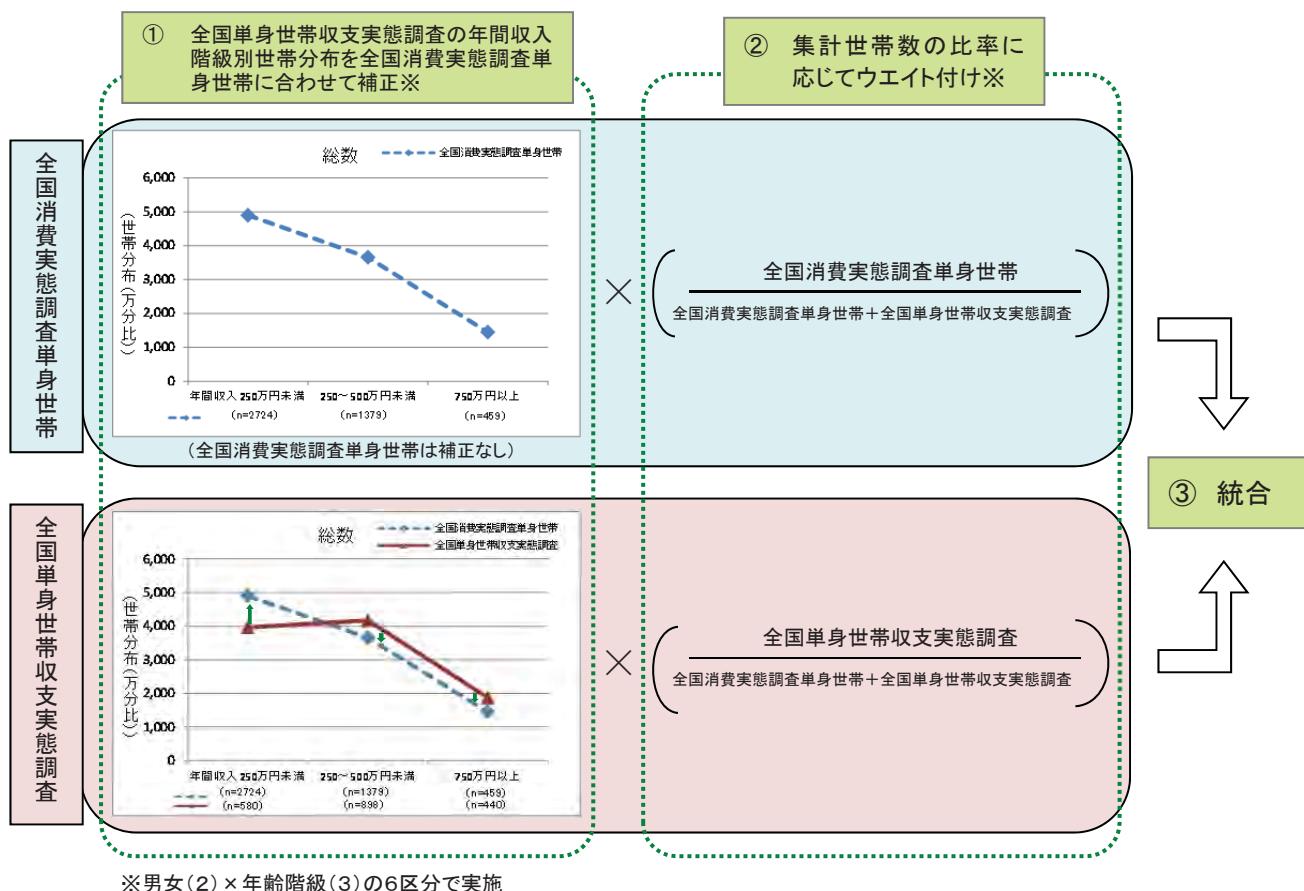
平成26年全国消費実態調査（以下「全国消費実態調査」という。）においては、単身世帯への調査依頼が困難になっていることを踏まえ、その結果を補完することを目的として、平成26年全国単身世帯収支実態調査（以下「全国単身世帯収支実態調査」という。）を実施した。この結果について、全国消費実態調査への統合方法を研究し、統合集計を行ったため、当該結果を参考に公表するものである。

なお、全国単身世帯収支実態調査においては、平成21年と同様に、民間調査機関が管理する登録モニター等の中から世帯を選定した。

2 統合方法

両調査結果を比較したところ、全国単身世帯収支実態調査の調査世帯は全国消費実態調査単身世帯に比べ、消費支出や年間収入等が高い傾向がみられた。そこで、全国単身世帯収支実態調査結果について、消費支出を目的変数として重回帰分析を行ったところ、年間収入に有意な差が認められた。

このため、年間収入をキーとして全国単身世帯収支実態調査結果を補正した上で、統合を行うこととした（下図参照）。



注1) 結果の推定式については付1を参照

注2) 全国消費実態調査単身世帯及び全国単身世帯収支実態調査の抽出・推定方法の概要については付2を参照

3 統計表

以下の結果について統計表の集計を行った。

- I 家計収支に関する結果
- II 貯蓄・負債に関する結果
- III 世帯分布に関する結果

4 本結果を利用する上の留意点

全国消費実態調査単身世帯に全国単身世帯収支実態調査の調査世帯が加わることで調査世帯数が増し、特に若年層において結果精度が安定するが、その一方で、全国単身世帯収支実態調査の調査世帯は民間調査機関が管理する登録モニターから有意抽出しているため、モニター世帯に特有の特徴があると考えられる。このため、統合に際してはモニター世帯の特徴を踏まえた補正を行うことにより、統合集計結果が全国消費実態調査単身世帯の調査結果におおむね近づく結果となっている。しかしながら、本結果は、調査から直接得られた情報を集計したものではなく、研究を目的に統合を行ったものであるため、利用の際は留意されたい。

※男女、年齢階級、消費支出金額階級別世帯分布については付3を参照

【参考】各調査結果の比較

<基本数>

	全国消費実態 調査単身世帯 ①	全国単身世帯 収支実態調査 ②	統合集計 ③	差 ②-①	差 ③-①
調査予定世帯数	4,696	2,000	—	—	—
集計世帯数	4,561	1,918	6,479	—	—
持ち家率（現住居）（%）	60.0	46.1	55.6	-13.9	-4.4
現住居の延べ床面積（m ² ）	83.7	65.8	78.1	-17.9	-5.6
年齢（歳）	58.5	54.7	57.8	-3.8	-0.7

<主な集計結果>

	全国消費実態 調査単身世帯 ①	全国単身世帯 収支実態調査 ②	統合集計 ③	差 ②-①	差 ③-①
消費支出（円）	169,545	176,827	169,247	7,282	-298
年間収入（万円）	308	345	310	37	2

付1 結果の推定式

推定式は、次のとおりである。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i} \sum_{j} \gamma_{ij} x_{ij} + \sum_{i} \sum_{j} \gamma'_{ij} x'_{ij}}{\sum_{i} \sum_{j} \gamma_{ij} + \sum_{i} \sum_{j} \gamma'_{ij}}$$

ここで、

x_{ij} : 平成 26 年全国消費実態調査単身世帯（以下、「全国消費実態調査単身世帯」）の i 市区町村、 j 世帯の当該項目の値

ただし、 x_{ij} のうち家計簿による収入又は支出金額は、月別の調整済調整係数をウェイトとした加重平均値

x'_{ij} : 平成 26 年全国単身世帯収支実態調査（以下、「全国単身世帯収支実態調査」）の i 市区町村、 j 世帯の当該項目の値

ただし、 x'_{ij} のうち家計簿による収入又は支出金額は、月別の調整済調整係数をウェイトとした加重平均値

γ_{ij} : 統合集計用全国消費実態調査単身世帯の i 市区町村、 j 世帯の集計用乗率

$$\gamma_{ij} = \beta_{ij} \times E_{ij}$$

β_{ij} : 全国消費実態調査単身世帯の i 市区町村、 j 世帯の集計用乗率
(算出方法については別紙 1 を参照)

E_{ij} : 全国消費実態調査単身世帯の i 市区町村、 j 世帯の統合集計用補正係数

γ'_{ij} : 統合集計用全国単身世帯収支実態調査の i 市区町村、 j 世帯の集計用乗率

$$\gamma'_{ij} = \beta'_{ij} \times E'_{ij}$$

β'_{ij} : 全国単身世帯収支実態調査の i 市区町村、 j 世帯の集計用乗率
(算出方法については別紙 2 を参照)

E'_{ij} : 全国単身世帯収支実態調査の i 市区町村、 j 世帯の統合集計用補正係数

【全国消費実態調査単身世帯の統合集計用補正係数 (E_{ij}) の計算方法】

全国単身世帯収支実態調査と統合するためのウェイトを与える。集計算式は次のとおり。

$$E_{ij} = \frac{\tilde{n}_h}{\tilde{n}_h + \tilde{n}'_h}$$

h 男女・年齢階級区分：男：35 歳未満、35～59 歳、60 歳以上

女：35 歳未満、35～59 歳、60 歳以上（計 2 × 3 区分）

\tilde{n}_h : 全国消費実態調査単身世帯の h 男女・年齢階級別集計世帯数

\tilde{n}'_h : 全国単身世帯収支実態調査の h 男女・年齢階級別集計世帯数

$$\text{※ 家計収支に関する結果においては、 } \tilde{n}_h = \frac{\sum_{i=1}^{\tilde{n}_h} M_{ij}}{2}, \tilde{n}'_h = \frac{\sum_{i=1}^{\tilde{n}'_h} M'_{ij}}{2}$$

(除数の 2 は調査期間を示す)

M_{ij} : 全国消費実態調査単身世帯の i 市区町村 j 世帯の調査月数 $\left(= \sum_m M_{ijm} \leq l\right)$

M'_{ij} : 全国単身世帯収支実態調査の i 市区町村 j 世帯の調査月数 $\left(= \sum_m M'_{ijm} \leq l\right)$

M_{ijm} : 全国消費実態調査単身世帯の i 市区町村 j 世帯第 m 月目の家計簿の有無 (1

又は 0)

M'_{ijm} : 全国単身世帯収支実態調査の i 市区町村 j 世帯第 m 月目の家計簿の有無

(1 又は 0)

l : 調査すべき月数 (2)

m : 第 m 月目

【全国単身世帯収支実態調査の統合集計用補正係数 (E'_{ij}) の計算方法】

全国単身世帯収支実態調査の調査世帯の年収階級、男女・年齢階級別の世帯分布を全国消費実態調査単身世帯の分布に合わせる補正を行い、さらに、全国消費実態調査単身世帯と統合するためのウエイトを与える。集計算式は次のとおり。

$$E'_{ij} = X_{ph} \times \frac{\tilde{n}'_h}{\tilde{n}_h + \tilde{n}'_h}$$

p 年収階級区分 : 250 万円未満、250~500 万円、500 万円以上 (3 区分)

ただし、年齢 35 歳未満については、250 万円未満、250 万円以上の 2 区分。

また、貯蓄・負債に関する結果においては、「年収階級不詳」を加えた 4 区分 (年齢 35 歳未満については 3 区分)

X_{ph} : 全国単身世帯収支実態調査の p 年収階級、 h 男女・年齢階級別分布補正係数

$$X_{ph} = \frac{T \times \frac{S_{ph}}{S}}{T_{ph}}$$

S : 全国消費実態調査単身世帯の調整集計世帯数

T : 全国単身世帯収支実態調査の調整集計世帯数

※ 家計収支に関する結果においては、 $S = \frac{\sum_i \sum_{j \in S} \beta_{ij}}{2}$ 、 $T = \frac{\sum_i \sum_{j \in T} \beta_{ij}}{2}$
(除数の 2 は調査期間を示す)

※ 貯蓄・負債に関する結果においては、 $S = \sum_i \sum_{j \in S} \beta_{ij}$ 、 $T = \sum_i \sum_{j \in T} \beta_{ij}$

S_{ph} : 全国消費実態調査単身世帯の p 年収階級、 h 男女・年齢別調整集計世帯数

T_{ph} : 全国単身世帯収支実態調査の p 年収階級、 h 男女・年齢別調整集計世帯数

平成26年全国消費実態調査単身世帯の集計用乗率の作成方法

平成26年全国消費実態調査単身世帯の集計用乗率は、次式により作成する。

$$\beta_{ij} = D_{qh} \times \sum_{m \in B} (\tilde{\alpha}_{im} \times M_{ijm})$$

β_{ij} : i 市区町村、 j 世帯の集計用乗率

ここで、(q, h)は i 市区町村、 j 世帯が該当する地方、男女・年齢階級

D_{qh} : q 地方、 h 男女・年齢階級の世帯分布補正係数

q 地方区分：北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、

中国・四国、九州・沖縄（計6区分）

h 男女・年齢階級区分：男：35歳未満、35～59歳、60歳以上

女：35歳未満、35～59歳、60歳以上（計2×3区分）

$\tilde{\alpha}_{im}$: i 市区町村、第 m 月目の調整済調整係数

M_{ijm} : i 市区町村、 j 世帯、第 m 月目の集計可能な調査票の有無（1又は0）

B : 調査票を調査する第 m 月目の集合（{1, 2}, {1}又は{2}）

※ 統計表により集計に使用する調査票や主な目的として集計する項目が異なるため、調査票を調査する月数、調査票の有無及び集計世帯数が相違し、集計用乗率が異なる。

【調整済調整係数（ $\tilde{\alpha}_{im}$ ）の計算方法】

一つの都道府県を大都市と大都市以外の地域に分けて、それぞれの地域にある調査市区町村に調整係数を与える。

※ 大都市…20 政令指定都市及び東京都区部

（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）

$\alpha_i = \frac{N_D}{\sum_{d' \in D'} N_{d'}} \times \frac{N_i}{n_i}$ D : 都道府県の大都市、あるいは大都市以外の地域（市町村の集合）。
ただし、大都市が複数ある都道府県は、大都市のそれを別個に扱う。

$\tilde{\alpha}_{im} = \begin{cases} \alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \leq 2 \right) & D' : D$ 地域のうち単身世帯調査市区町村の集合
 $\alpha_i \frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} \left(\frac{n_i}{\tilde{n}_{im}} > 2 \right) & d' : D'$ を構成する個々の単身世帯調査市区町村
 i : 単身世帯調査市区町村

α_i : i 調査市区町村結果を D 地域に復元するための調整係数

N_D : D 地域内の単身適格世帯数（平成22年国勢調査）

$N_{d'}$: d' 市区町村の単身適格世帯数（平成22年国勢調査）

N_i : i 調査市区町村の単身適格世帯数（平成22年国勢調査）

n_i : i 調査市区町村の単身調査予定世帯数

\tilde{n}_{im} : i 調査市区町村の単身世帯第 m 月目の集計世帯数

【世帯分布補正係数 (D_{qh}) の作成方法】

労働力調査平成 26 年平均の地方、男女・年齢階級別の単身世帯数を用いて、単身世帯の世帯分布補正係数を作成する。

$$D_{qh} = \frac{W_{qh}}{\sum_{(i,j) \in H_{qh}} \sum_{m \in B} (\tilde{\alpha}_{im} \times M_{ijm}) \times \frac{1}{|B|}}$$

W_{qh} : q 地方、 h 男女・年齢階級の単身世帯数（労働力調査平成 26 年平均）

H_{qh} : q 地方、 h 男女・年齢階級に属する単身世帯の集合

$|B|$: 調査票を調査する月数（ B の要素数）

平成26年全国単身世帯収支実態調査の集計用乗率の作成方法

平成26年全国単身世帯収支実態調査の集計用乗率は、次式により作成する。

$$\beta'_{ij} = D'_{qh} \times \sum_{m \in B} (\tilde{\alpha}'_{im} \times M_{ijm})$$

β'_{ij} : i 市区町村、 j 世帯の集計用乗率

ここで、 (q, h) は i 市区町村、 j 世帯が該当する地方、男女・年齢階級

D'_{qh} : q 地方、 h 男女・年齢階級の世帯分布補正係数

q 地方区分：北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、

中国・四国、九州・沖縄（計6区分）

h 男女・年齢階級区分：男：35歳未満、35～59歳、60歳以上

女：35歳未満、35～59歳、60歳以上（計2×3区分）

$\tilde{\alpha}'_{im}$: i 市区町村、第 m 月目の調整済調整係数

M_{ijm} : i 市区町村、 j 世帯、第 m 月目の集計可能な調査票の有無（1又は0）

B : 調査票を調査する第 m 月目の集合（{1, 2}, {1} 又は {2}）

※ 統計表により集計に使用する調査票や主な目的として集計する項目が異なるため、調査票を調査する月数、調査票の有無及び集計世帯数が相違し、集計用乗率が異なる。

【調整済調整係数（ $\tilde{\alpha}'_{im}$ ）の作成方法】

$$\tilde{\alpha}'_{im} = \frac{V_{q'h'}}{\sum_{(i,j) \in H'_{q'h'}} \tilde{n}_{im}}$$

$V_{q'h'}$: q' 地方、 h' 男女・年齢階級の単身適格世帯数（平成22年国勢調査）

q' 地方区分：北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄（計10区分）

h' 男女・年齢階級区分：男：30歳未満、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上

女：30歳未満、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上

（計2×5区分）

$H'_{q'h'}$: q' 地方、 h' 男女・年齢階級に属する全国単身世帯収支実態調査の世帯の集合

\tilde{n}_{im} : i 調査市区町村の第 m 月目の集計世帯数

【世帯分布補正係数 (D'_{qh}) の作成方法】

労働力調査平成 26 年平均の地方、男女・年齢階級別の単身世帯数を用いて、単身世帯の世帯分布補正係数を作成する。

$$D'_{qh} = \frac{W_{qh}}{\sum_{(i,j) \in H'_{qh}} \sum_{m \in B} (\tilde{\alpha}'_{im} \times M_{ijm}) \times \frac{1}{|B|}}$$

W_{qh} : q 地方、 h 男女・年齢階級の単身世帯数（労働力調査平成 26 年平均）

H'_{qh} : q 地方、 h 男女・年齢階級に属する全国単身世帯収支実態調査の世帯の集合

$|B|$: 調査票を調査する月数 (B の要素数)

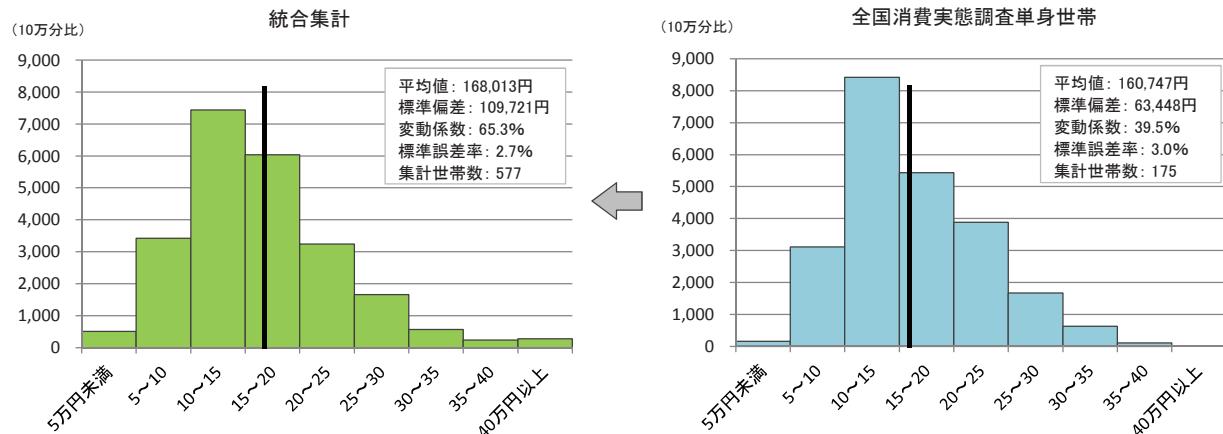
付2 平成26年全国消費実態調査単身世帯及び平成26年全国単身世帯収支実態調査の
抽出・推定方法の概要

	全国消費実態調査単身世帯	全国単身世帯収支実態調査
抽出方法	二人以上の世帯の抽出に用いた調査 単位区から、4,696世帯を抽出（各単位 区から1世帯を抽出） なお、代替世帯は同一の性別から抽 出	国勢調査に基づく単身世帯数を用い て、「都道府県×市部・郡部」及び「地 方10区分×男女×年齢階級5区分」別の 比例割当方式により2,000世帯を配分 し、モニターを募集
推定方法	① 都道府県の大都市と大都市以外の 地域に分けて、調整済調整係数を 作成 ② 労働力調査の地方、男女、年齢階 級別の単身世帯数を用いて、分布 補正係数を作成 ③ ①×②で作成した係数を集計用乗 率として結果を推定	① 地方10区分×男女×年齢階級5区分 別に、調整済調整係数を作成 ② 労働力調査の地方、男女、年齢階級 別の単身世帯数を用いて、分布補正 係数を作成 ③ ①×②で作成した係数を集計用乗 率として結果を推定

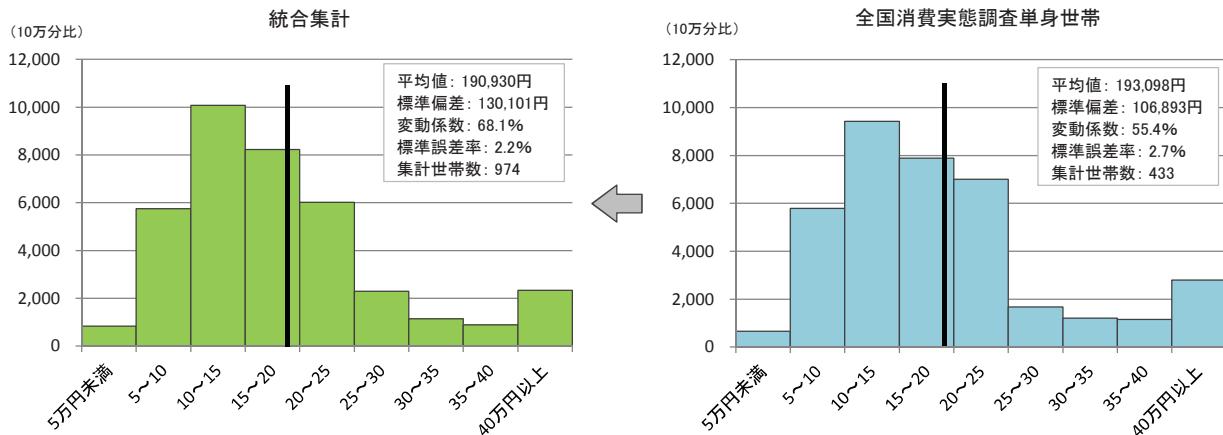
付3 男女、年齢階級、消費支出金額階級別世帯分布

男性

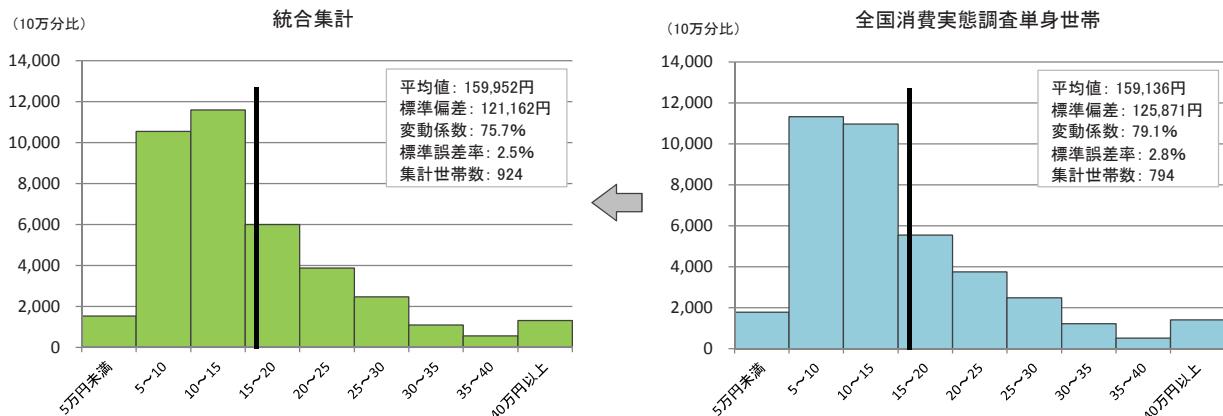
35歳未満



35~59歳



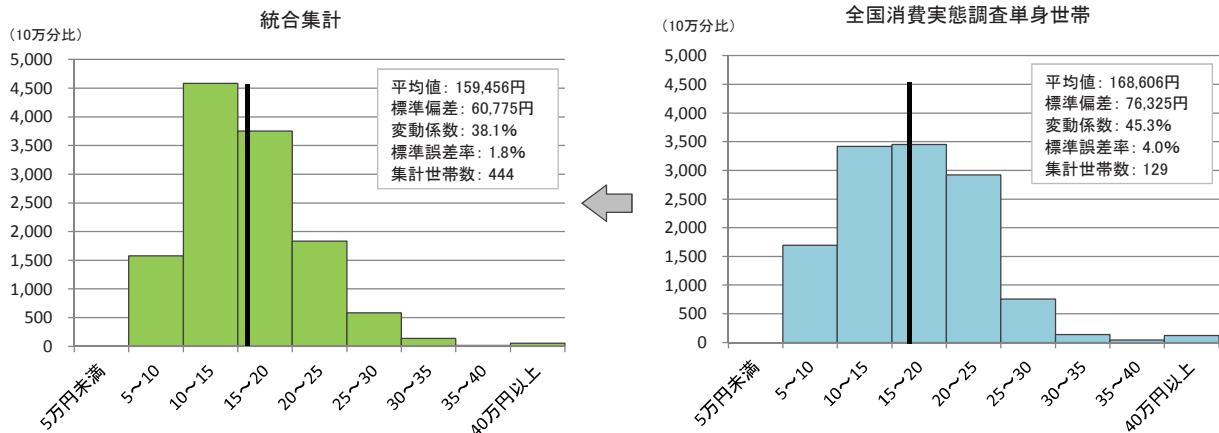
60歳以上



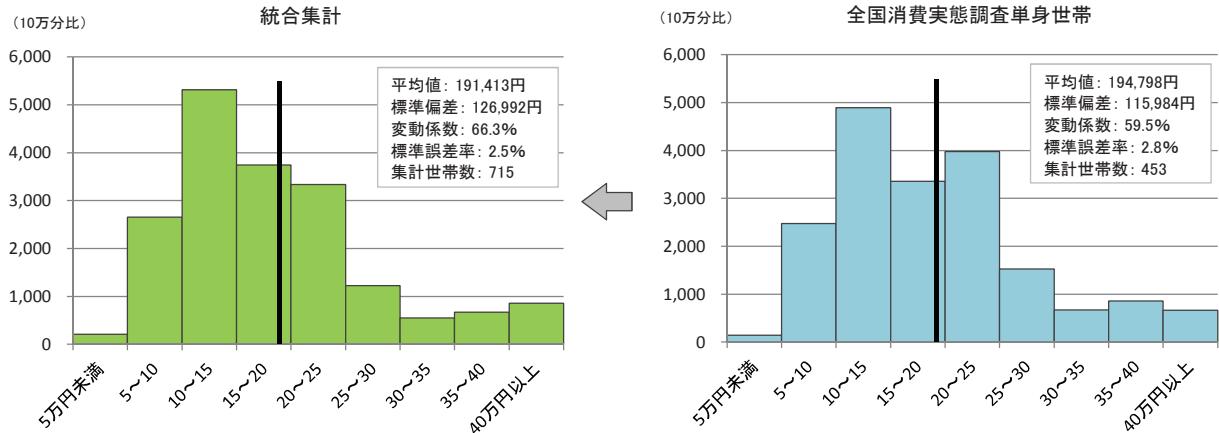
※男性総数=100,000

女性

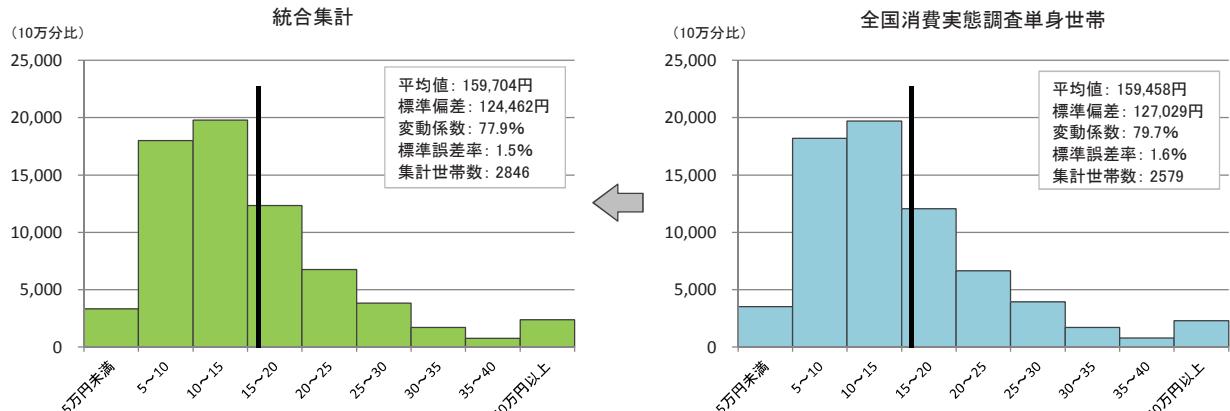
35歳未満



35～59歳



60歳以上



※女性総数=100,000

【式】

$$\text{標準偏差} = \sqrt{\frac{\text{偏差の二乗の和}}{\text{世帯数分布 (抽出率調整)}}}$$

$$\text{変動係数} = \frac{\text{標準偏差}}{\text{平均値}} \times 100$$

$$\text{標準誤差率} = \frac{\text{変動係数}}{\sqrt{\text{集計世帯数}}}$$

年間非消費支出の推計方法

年間非消費支出（税金・社会保険料）については、「年収・貯蓄等調査票」による調査を行っていないため、「世帯票」及び「年収・貯蓄等調査票」の調査項目を基に世帯ごとに推計を行った。推計方法は以下のとおり。

(1) 税金

所得税及び住民税を推計の対象とした。住民税は本来、前年所得を基準に課税されるが、ここでは便宜、当年所得を基に推計を行った。

税額の算出に当たっては、世帯員ごとに、以下のとおり算出した。

①年間収入から給与所得控除、公的年金等控除及び所得控除を行い、課税所得を算出

②課税所得に対して税率表を適用し、課税額を算出

③課税額から、住民税については調整控除分を控除し、所得税については復興特別所得税を加算

④「利子・配当金」に係る税額を(一律源泉分離課税とみなして) 加算

なお、所得控除のうち、社会保険料、寡婦、寡夫、配偶者、配偶者特別、扶養の各控除額については、世帯ごとに扶養関係等を推定した上で算出した。

(2) 社会保険料

年金保険料、医療保険料及び介護保険料を推計の対象とし、世帯ごとに扶養関係等を推定した上で世帯員ごとに支払保険料を算出した。

ア 年金保険料

国民年金加入者（第1号、第3号被保険者）及び被用者年金（厚生年金・共済年金など）加入者の2区分別に算出した。

国民年金加入者については、第1号被保険者は1人当たり保険料を年額182,160円、第3号被保険者は保険料負担なしとした。一方、被用者年金加入者については、「社会保障統計年報」等から被用者年金加入者全体の平均保険料率を算出し、これを加入世帯員の勤め先年間収入に対して一律に適用して支払保険料を算出した。

イ 医療保険料

国民健康保険加入者、職域保険（各種健康保険組合、公務員共済など）加入者及び後期高齢者医療保険加入者の3区分別に算出した。

国民健康保険加入者については、「国民健康保険事業年報」の被保険者1人当たり調定額を1人当たり保険料として一律に適用した。職域保険加入者については、「社会保障統計年報」等から職域保険加入者全体の平均保険料率を算出し、これを加入世帯員の勤め先年間収入に対して一律に適用して支払保険料を算出した。後期高齢者医療保険加入者については、「後期高齢者医療事業年報」の被保険者1人当たり保険料調定額を1人当たり保険料として一律に適用した。

ウ 介護保険料

40歳以上の国民健康保険加入者及び職域保険加入者の2区分別に算出した。

国民健康保険加入者については、「国民健康保険事業年報」から国民健康保険加入者全体の1人当たり平均保険料を算出し、これに加入世帯人員を乗じて支払保険料を算出した。職域保険加入者については、「社会保障統計年報」等から職域保険加入者全体の平均保険料率を算出し、これを加入世帯員の勤め先年間収入に対して一律に適用して支払保険料を算出した。

全国消費実態調査における喫緊の課題

資料3 参考

① 世帯構造の変化に応じた標本設計・統計作成

- ◆ 近年、単身世帯が増加し、その世帯比率は急激に上昇（1990年：23.1%→2015年：34.5%）。生活保護受給世帯の8割が単身世帯であり、約半数を高齢単身世帯が占めるなど、単身世帯の家計実態の把握の重要性は増大。二人以上の世帯から単身世帯を含めた総世帯へ家計統計の対象の充実を図る必要。
- ◆ 従来調査の単身世帯の標本規模（標本全体の約8.3%）。単身世帯・総世帯の統計精度向上・統計充実を図るためにには標本拡充が必要の課題

② 所得・家計資産の統計精度向上・充実

- ◆ ジニ係数、相対的貧困率など所得分布に関する統計（は政策立案・遂行上需要が増大。他方、高齢化が進展する中で、資産分布が所得以上に拡大。格差、貧困等の政策立案においては所得（はもとより資産・負債の保有状況を考慮する必要（OECDの貧困指標では資産保有状況を加味）
- ◆ 資産の分散（は消費と消費とは切り離し、太規模な標本拡大が必要）。

③ 基幹統計調査として将来も見据えた調査実施の継続性・フィジビリティ確保

- ◆ 世帯の家計簿記入習慣が希薄になる中、家計簿調査を通じて家計の全容・詳細を明らかにする本調査は、他の統計調査と比べて忌避感が強く、記入負担感が極めて大
⇒ 調査世帯の確保は困難度が増し、調査世帯の当初抽出割合は大きく低下（2009年：75.5%（単身68.6%）→2014年70.0%（単身64.4%））、調査世帯確保のために要する調査員の記入依頼世帯数（は増加（2009年：調査標本の2.2倍（単身3.2倍）→2014年3.0倍（単身3.6倍））
⇒ 標本選択バイアスの増大が懸念され、非標本誤差として統計精度に影響
- ◆ 本調査を嫌厭する登録調査員も多く、調査員の確保も厳しさが増大。全国的に人員削減が続く地方統計機構の状況下で、従来のままで調査体制の維持も厳しく、調査実施の継続性・フィジビリティ確保のためには、将来も見据え調査の在り方を大きく見直すことが必要

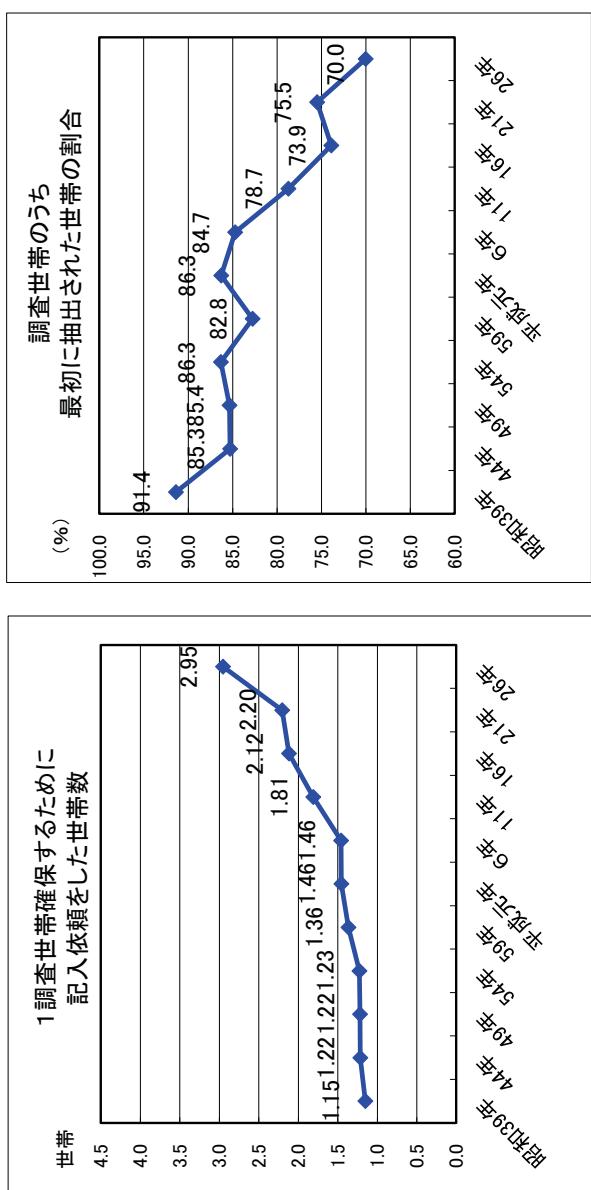
(参考) 2014年全国消費実態調査の設計概要

調査市町村数	1003市町村 (市 : 791 町村 : 212)
調査期間	二人以上世帯 : 3か月間 (9月～11月) 単身世帯 : 2か月間 (10月・11月)
標本規模	約 5万 6400世帯 (二人以上世帯 : 約 5万 1700世帯 単身世帯 : 約 4700世帯)
標準誤差率	約 5万 6400世帯 (二人以上世帯 : 約 5万 1700世帯 単身世帯 : 約 4700世帯)
【消費支出】	
総世帯	0.4% (都道府県 : 3.0%)
二人以上世帯	0.4% (都道府県 : 2.7%)
単身世帯	1.5% (都道府県 : 10.0%)
【年間収入】	
総世帯	0.5% (都道府県 : 3.0%)
二人以上世帯	0.5% (都道府県 : 3.0%)
単身世帯	1.6% (都道府県 : 9.9%)
【貯蓄】	
総世帯	1.3% (都道府県 : 7.4%)
二人以上世帯	1.1% (都道府県 : 6.7%)
単身世帯	3.9% (都道府県 : 22.1%)
【負債】	
総世帯	2.1% (都道府県 : 11.7%)
二人以上世帯	1.9% (都道府県 : 12.2%)
単身世帯	12.0% (都道府県 : 40.5%)

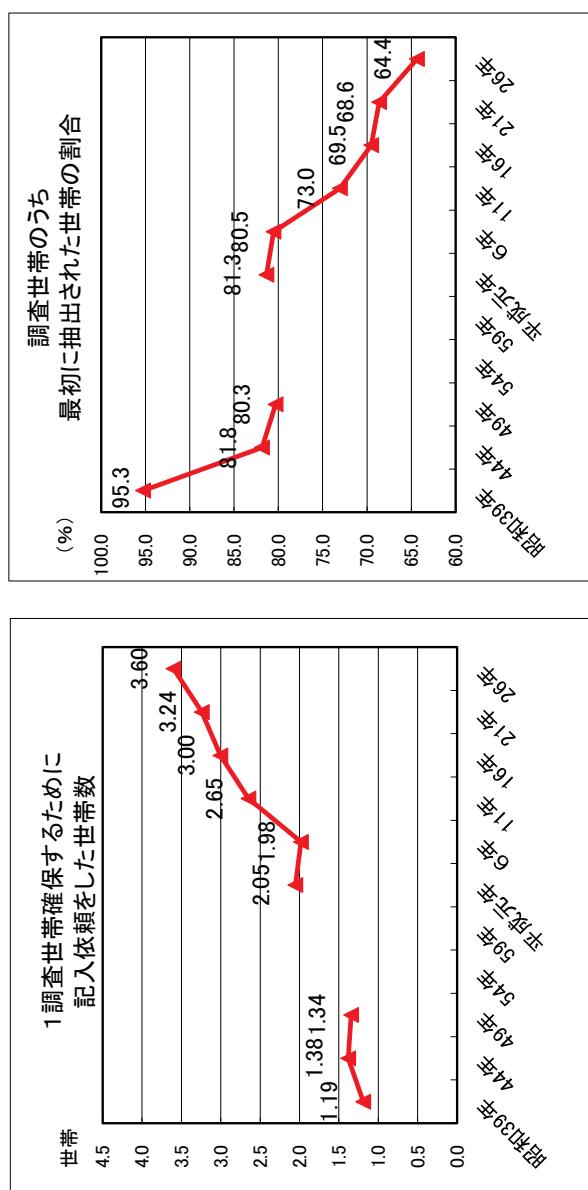
注) 都道府県の標準誤差率は、最大値となる都道府県の値を掲載

(参考) 記入依頼世帯数・当初抽出世帯割合の推移

(二人以上の世帯)



(単身世帯)



全国消費実態調査の主な見直し内容

今回の全国消費実態調査においては、**統計精度の維持・向上、調査世帯の負担軽減及び非標本誤差の是正・抑制、調査事務の減量・効率化**の観点から調査の方法・内容を見直す。

① 総世帯・単身世帯の統計精度の向上

- ◆ 近年増加を続ける単身世帯の標本規模を拡大し、単身世帯及び総世帯の統計精度の向上を図り、これらの統計の充実を図る。
- ◆ また、別集計としていた単身世帯のモニター調査の結果について、傾向スコア等により集計用データとして統合し、総世帯及び単身世帯の統計精度の向上に活用する。

② 所得・家計資産に関する統計精度の向上（ロング・ショートフォーム方式の導入）

- ◆ 配布・回収する調査票に家計簿を含める「基本調査」、家計簿を含めない「簡易調査」の2つの調査区分で実施するロング・ショートフォーム方式を導入し、年収・貯蓄等調査票の標本規模を拡大し、所得及び家計資産に関する統計精度の向上を図る。

③ 報告者負担の軽減（非標本誤差のは正・抑制）、調査事務の減量・効率化

- ◆ 家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮し、調査世帯の記入負担を軽減し、調査世帯の代替選定による非標本誤差のは正・抑制を図る。
- ◆ 時系列比較が適せず、必要性が薄れている耐久財等調査票を廃止し、報告者負担の軽減及び非標本誤差の縮小を図る。
- ◆ 無記名回答、調査項目の改変のほか、レシート読み機能を実装したオンライン家計簿を導入し、調査票の記入方法をより簡略にする。
- ◆ 調査期間中の家計調査の調査世帯：約6,000世帯を全国消費実態調査の調査世帯として組み込み、統計精度を維持しつつ、報告者負担の軽減及び調査事務の合理化・省力化を図る。

全国消費実態調査の概要案

調査期間：2019年10月・11月

市町村調査

調査の流れ：総務大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査世帯

基本調査（ロングフォーム）

- ◆ 調査規模：約40,000世帯（二人以上の世帯：約33,300世帯、単身世帯 約6,700世帯）
- ◆ 調査票：世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿

簡易調査（ショートフォーム）

- ◆ 調査規模：約44,000世帯（二人以上の世帯：約36,400世帯、単身世帯 約7,300世帯）
- ◆ 調査票：世帯票、年収・貯蓄等調査票

都道府県調査

調査の流れ：総務大臣－都道府県知事－指導員－調査員－調査世帯

家計調査世帯特別調査

- ※家計調査の調査世帯を対象
- ◆ 調査規模：約6,000世帯（二人以上の世帯：約5,400世帯、単身世帯 約500世帯）
 - ◆ 調査票：家計十調査世帯用特別調査票

個人収支状況調査

- ※家計調査の調査終了世帯を対象
- ◆ 調査規模：約900世帯（二人以上の世帯）
 - ◆ 調査票：個人収支簿

民間委託調査

調査の流れ：総務大臣－民間事業者－調査世帯

単身世帯モニター調査

- ◆ 調査規模：約2,000世帯（単身世帯）
- ◆ 調査票：世帯票、年収・貯蓄等調査票、家計簿

全国消費実態統計の設計概要

市町村調査(市:793 町村:215)

簡易調査
(シヨートフォーム)

基本調査
(ロングフォーム)

都道府県調査

単身世帯
モニターモード
家計調査世帯
特別調査

所得資産集計体系

900世帯

40,000世帯

44,000世帯

世帯票

世帯票

特別
調査票

年収・貯蓄等調査票

年収・
貯蓄等
調査票

年間收入
調査票

世帯票

貯蓄等
調査票

個人
収支簿

家計簿

家計簿

家計簿

個人収支
集計体系6

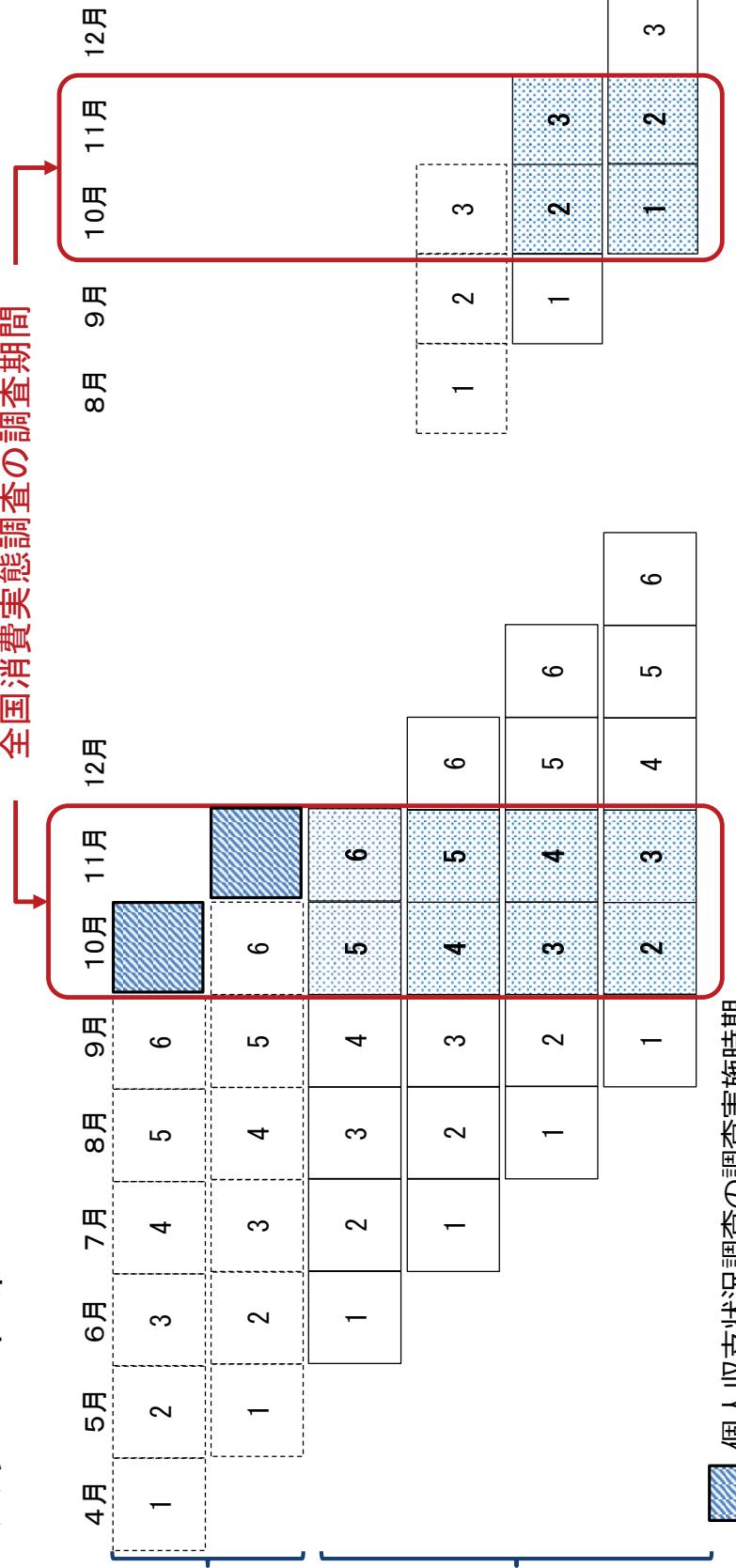
家計総合集計体系

都道府県調査（家計調査の標本活用）

- ▶ 前回調査と同様、家計調査の調査世帯の中から、個人収支状況調査の調査世帯を選定
- ▶ また、**統計精度を維持しつつ、調査世帯の負担軽減、調査事務の減量・効率化を図るため、全国消費実態調査の調査期間における家計調査の対象世帯として組み込み、家計調査世帯特別調査の調査世帯を別調査を実施し、同調査の結果及び家計調査の集計に用いる**

二人以上の世帯

单身世帯



個人収支状況調査

家計調査世帯特別調査